

平成 28 年度 次世代企業間データ連携調査事業  
実証プロジェクト

「業務品の卸・小売業界における共通 EDI 連携」

実証検証報告書

平成30年1月

「花王株式会社」



## はじめに

当書は、中小企業庁より特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が受託した、平成 28 年度「経営力向上・IT 基盤整備支援事業」次世代企業間データ連携調査事業において、公募により採択された 12 のプロジェクトのうち、「業務品の卸・小売業界における共通 EDI 連携」プロジェクトの実証検証の内容を報告書にまとめたものです。

平成 30 年 1 月 「花王株式会社」

# 目 次

|       |                                               |    |
|-------|-----------------------------------------------|----|
| 1     | 実証検証の背景・目的 .....                              | 1  |
| 2     | 実証検証概要 .....                                  | 3  |
| 2.1   | 実証プロジェクト名 .....                               | 3  |
| 2.2   | 実施スケジュール .....                                | 3  |
| 2.3   | 実証参加企業の構成 .....                               | 4  |
| 2.4   | 実証参加企業間における取引情報連携の現状と課題 .....                 | 5  |
| 2.5   | ビジネスデータ連携基盤導入による解決策の提案 .....                  | 6  |
| 3     | 実証検証の事前準備 .....                               | 7  |
| 3.1   | 実証検証対象取引プロセスの決定 .....                         | 7  |
| 3.2   | 中小企業共通EDIメッセージ .....                          | 9  |
| 3.2.1 | 中小企業共通EDIメッセージとのマッピング .....                   | 9  |
| 3.2.2 | 実証検証メッセージの評価 .....                            | 9  |
| 3.3   | 業務アプリケーションへの連携機能の実装 .....                     | 10 |
| 3.3.1 | 連携業務アプリケーションへの機能実装 .....                      | 16 |
| 4     | 実証検証対象システムの概要 .....                           | 22 |
| 5     | 実証検証の実施 .....                                 | 26 |
| 5.1   | データ連携プロバイダと業務アプリケーション間の連携実証検証 .....           | 26 |
| 5.1.1 | 実証検証方法 .....                                  | 26 |
| 5.1.2 | 実証検証結果 .....                                  | 26 |
| 5.1.3 | 効果および課題 .....                                 | 26 |
| 5.2   | ビジネスデータ連携基盤の導入効果実証検証 .....                    | 29 |
| 5.2.1 | 実証検証方法 .....                                  | 29 |
| 5.2.2 | 実証検証結果 .....                                  | 33 |
| 5.2.3 | 効果および課題 .....                                 | 35 |
| 5.3   | 実証プロジェクト個別のテーマの実証検証 .....                     | 37 |
| 5.3.1 | 【日洋物産株式会社における販売管理ソフトと会計ソフト間のデータ連携】の実証検証 ..... | 37 |
| 6     | 実証検証結果のまとめ .....                              | 38 |
| 7     | 事業終了後の普及計画 .....                              | 39 |
| 7.1   | 普及に向けたロードマップ .....                            | 39 |
| 7.2   | 普及対象サービス .....                                | 41 |
| 7.2.1 | サービスモデル概要 .....                               | 41 |
| 7.2.2 | サービスの特徴 .....                                 | 42 |
| 7.3   | 体制 .....                                      | 44 |
| 7.3.1 | 普及推進体制 .....                                  | 44 |
| 7.3.2 | 連携チャネル .....                                  | 44 |
| 7.4   | 普及見通しとアクションプラン .....                          | 45 |

|       |                |    |
|-------|----------------|----|
| 7.4.1 | 普及展開見通し .....  | 45 |
| 7.4.2 | アクションプラン ..... | 45 |
| 7.5   | 今後の課題 .....    | 46 |
| 7.5.1 | 普及に向けた課題 ..... | 46 |
| 7.5.2 | 課題解決案・提言 ..... | 46 |
| 8     | まとめ・提言 .....   | 47 |
| 付録    | 用語集 .....      | 48 |

## 1 実証検証の背景・目的

弊社の業務品を取り巻くE D I（企業間データ連携）は、大手の小売業とともに流通BMSを活用した標準化を進めている家庭品業界とは一線を画した流れの中にあります。取引に係るF A X受注件数についても高齢化などの影響を受け、地域の病院・介護施設などからの注文は増加傾向です。外部委託しているF A X受注入力業務も今後は就労人口の減少による人件費の高騰が懸念されます。これらの課題を企業間のデータ連携でどのように解決していく事が出来るのかを探ること、また地域の取引先とも容易にデータ連携が可能なクラウドサービスを活用し、弊社のみならず地域の取引先と相互に業務効率化を図るにはどのような課題解決が必要であるのかも知り、その課題解決までの一連のナレッジを蓄積し今後の取引業務の効率化に繋げていくことを目的としてこの度の実証検証に取り組むこととなりました。

主な目論見は以下の通りとなります。

- （１） 当コンソーシアムでは、受注企業（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）と発注企業（業務品卸・小売）間の業務品販売取引業務に、国連C E F A C T標準の共通辞書に準拠したビジネスデータ連携基盤を構築しE D Iネットワーク化することにより、多くの中小企業の発注業務を中心に取引業務を効率化し、ペーパーレス・生産性向上・時短コスト削減を行う事を検証する。
- （２） 発注側企業（業務品卸・小売）は、受発注／出荷仕入業務において自社開発のシステムを運用している企業やパッケージソフトウェアを活用している企業、または、いずれの仕組みも活用せず台帳管理を実施している、など様々な業務実態があると想定され、一様の仕組みでは紙（F A X）に勝るE D I化は困難である。そこで、本実証実験では、複数の発注企業（業務品卸・小売）との取り組みを行い、今後の中小企業におけるE D I拡大の知見としたい。
- （３） 花王株式会社の業務品販売子会社である花王プロフェッショナル・サービス株式会社では、取引口座件数の60％がF A Xによる受注であり、月間100,000行のF A X受注を行っている。F A X受注データを手作業で基幹システムに入力する業務コストもさることながら商品コード切換時の旧コード発注エラー、商品名、コードの誤記入による受注誤り、その修正対応など多大な業務が発生している。

一方、発注側企業においても発注システム未導入企業においては、取引先別のF A X送信、誤発注による欠品、不要な商品の納品が発生し、また発注履歴の把握や仕入台帳の作成など多くの手作業が発生する。

自社開発のシステムまたは、パッケージソフトウェア導入企業においてもF A X専用発注書への転記作業や納品情報の手入力などの手作業が発生している。このようなF A Xによる受発注業務をE D Iで“繋ぐ”ことにより課題の解決を目指す。

- (4) 株式会社インフォマートの BtoB プラットフォーム（以下「BtoB-P」という）では、既に 12 万社の企業にて日々の受発注から請求業務までの取引が、年間 2 兆円規模の流通金額にて行われている。中小企業を含む BtoB 取引におけるオペレーション業務は複雑化しているが、(2) で記した様々な業務実態にも「BtoB-P」は柔軟に対応する事が可能である。この優位性を活用し EDI ネットワークにおいて、お互いが共通で会話できる環境を構築し、サービスプロバイダ間連携等にて、BtoB 取引の拡大と活性化を狙う。

以上をもって、「次世代企業間データ連携調査事業」に資するとともに、ビジネスデータ連携基盤に合致したサービスモデルを構築し、直接的な取引業務の効率化を考えます。

## 2 実証検証概要

### 2.1 実証プロジェクト名

「業務品の卸・小売業界における共通 EDI 連携」

### 2.2 実施スケジュール

当初3か月間は株式会社ツチハンおよび日洋物産株式会社の現状業務調査を実施し、受発注業務における課題の抽出と解決に向けた要件定義を行う。その後の開発期間としては約4ヶ月を確保。テストから検証までは2ヶ月間と、2017年末までに完了するスケジュールとした。

| 2017.3           | 2017.4 | 2017.5 | 2017.6      | 2017.7 | 2017.8 | 2017.9 | 2017.10   | 2017.11  | 2017.12   | 2018.1 |
|------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-----------|----------|-----------|--------|
| 業務ヒアリング&<br>要件定義 |        |        | 設計・開発・単体テスト |        |        |        | 連結<br>テスト | 実証<br>検証 | 成果<br>まとめ |        |

表1. 実施スケジュール



## 2.3 実証参加企業の構成

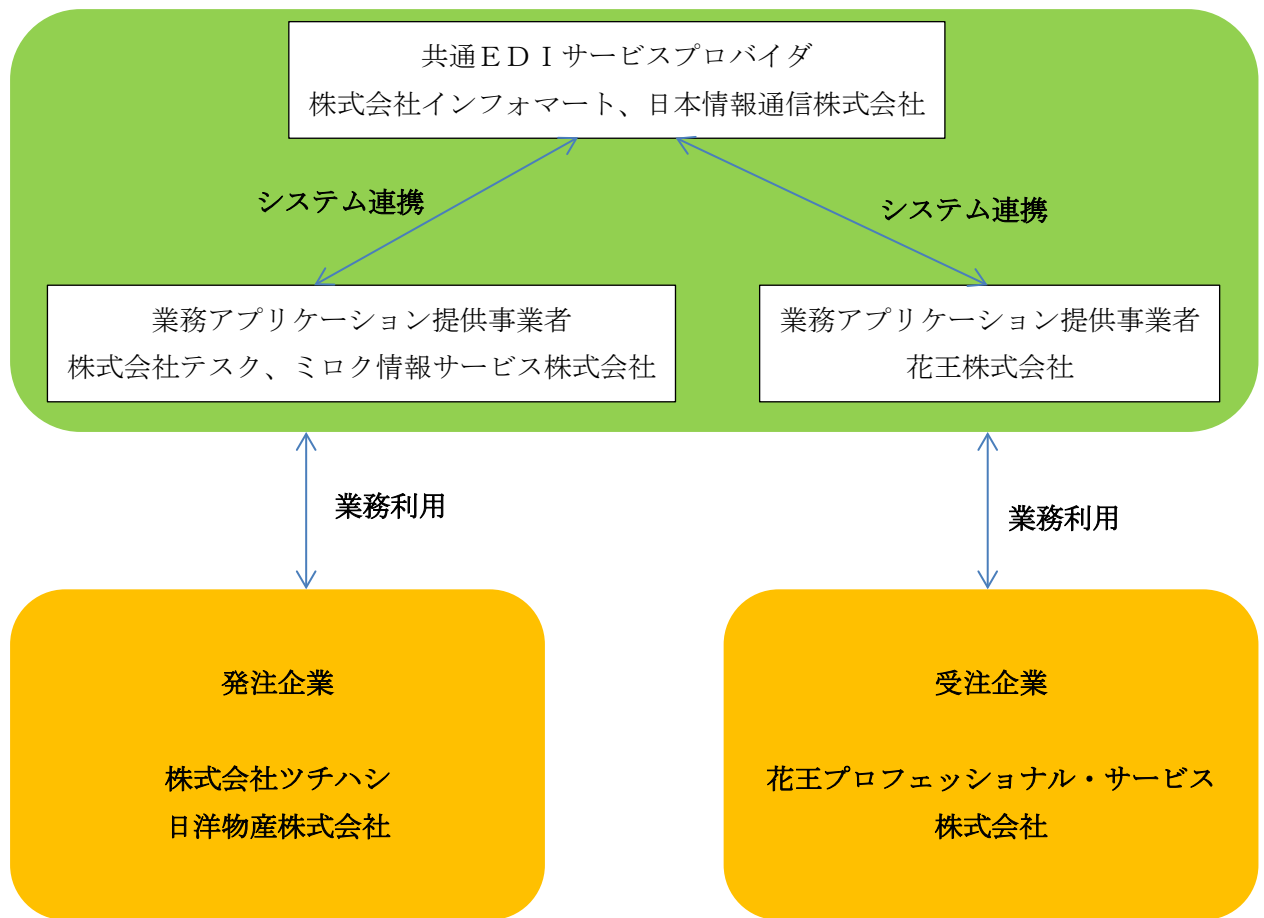


図 1. 実証参加企業

### ＜実証参加企業の説明＞

発注企業：株式会社ツチハシ、日洋物産株式会社

受注企業：花王プロフェッショナル・サービス株式会社

共通EDIサービスプロバイダ：株式会社インフォマート（発注企業側）

共通EDIサービスプロバイダ：日本情報通信株式会社（受注企業側）

業務アプリケーション提供事業者：株式会社テスク（株式会社ツチハシの基幹システム）

業務アプリケーション提供事業者：ミロク情報サービス株式会社（日洋物産株式会社の会計システム）

業務アプリケーション提供事業者：花王株式会社（花王プロフェッショナル・サービス株式会社の基幹システム）

## 2.4 実証参加企業間における取引情報連携の現状と課題

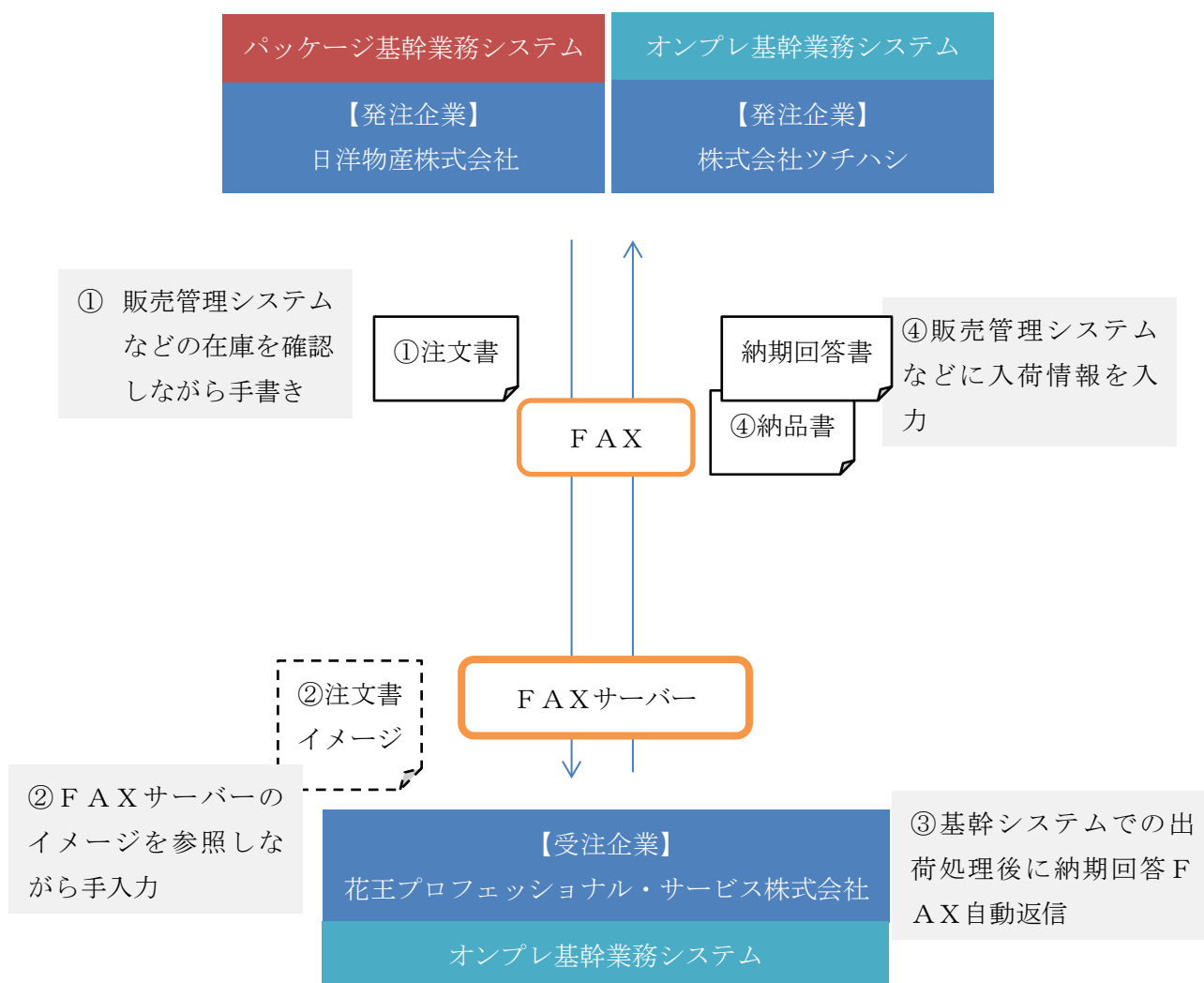


図 2. 現状の企業間取引情報連携イメージ

### 【現状の課題】

- ① 発注側の注文書が手書き（紙とFAXを使った業務）であり、非効率である。
- ② 受注側の受注入力が手作業であり、非効率である。
- ③ 受注側の納期回答がFAX自動返信であり、送信毎にコストがかかっている。
- ④ 発注側の入荷情報などの入力（基幹連携）が手作業であり、非効率である。

## 2.5 ビジネスデータ連携基盤導入による解決策の提案

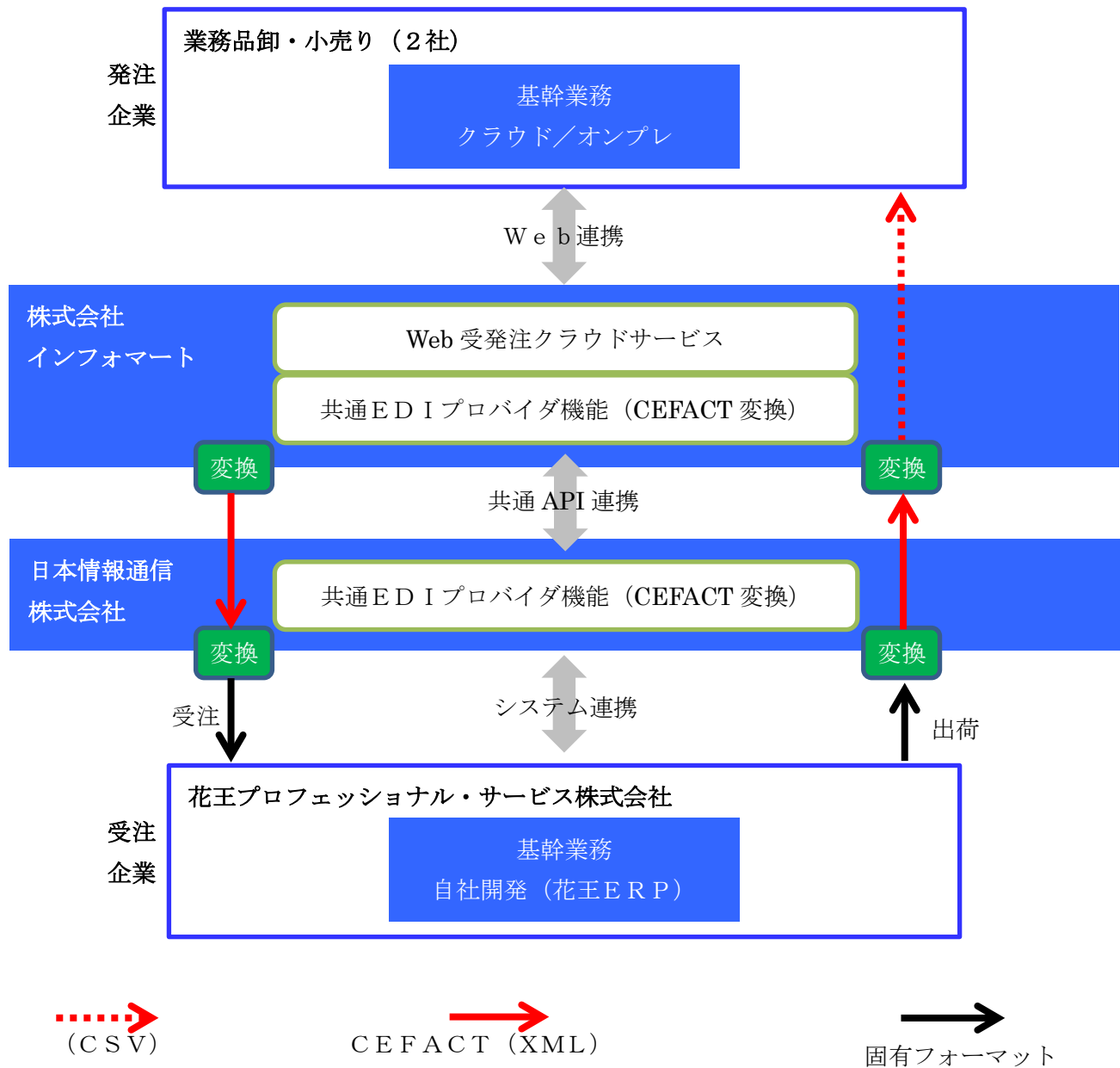


図 3.実証検証全体図

### 【提案の要旨】

- ① 発注側の注文作業を手書きから Web 発注に変更し、効率性と利便性を高める。
- ② 受注側の受注入力を実行化し、効率性と正確性を高める。
- ③ 受注側の納期回答と発注側の納期確認をWeb 上で実現し、送信毎のコストを 0 化する。
- ④ 発注側の入荷情報などの入力（基幹連携）を実行化し、効率性と正確性を高める。

### 3 実証検証の事前準備

#### 3.1 実証検証対象取引プロセスの決定

##### (1) 取引プロセスフロー

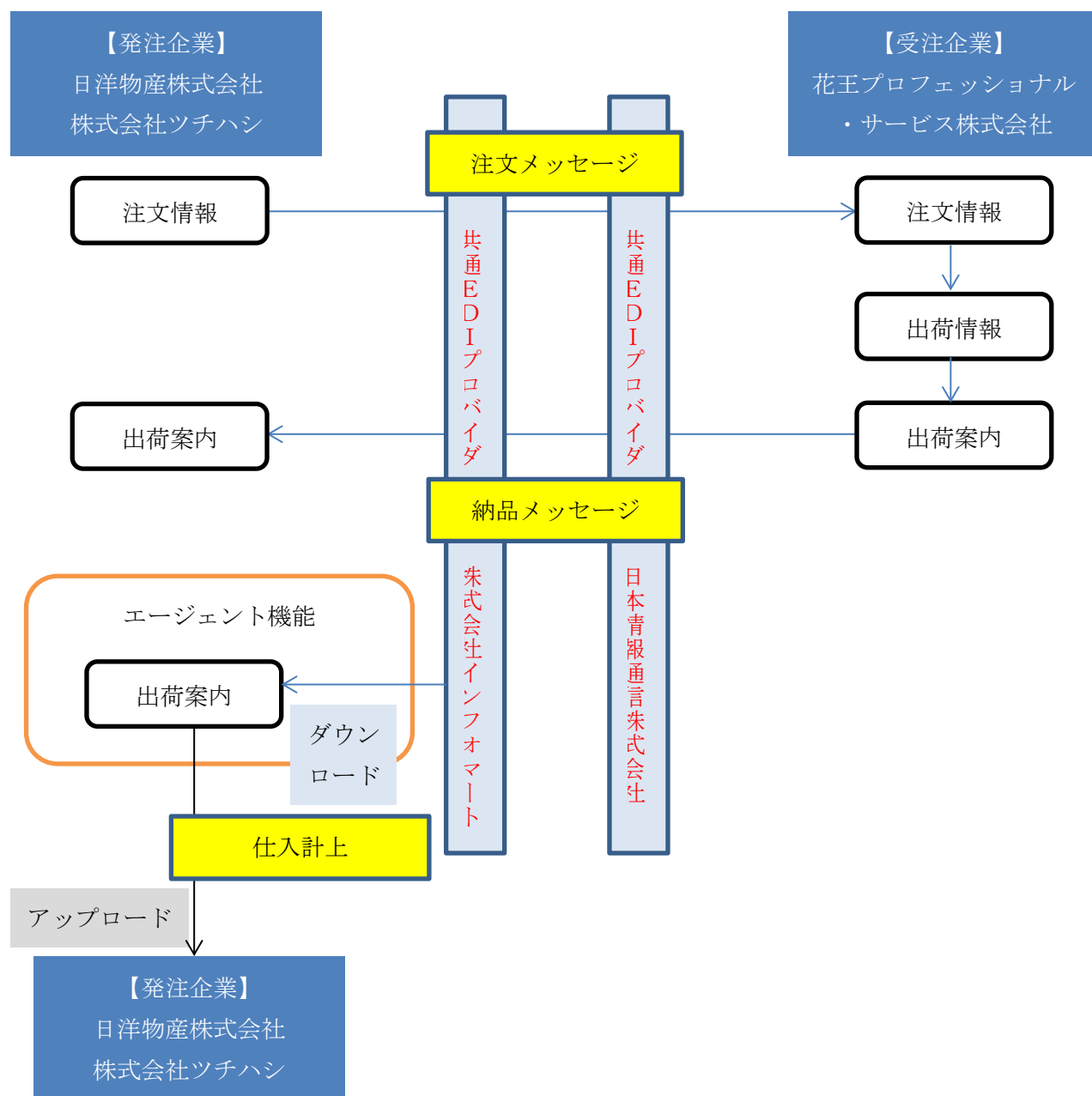


図4. 実証検証対象取引プロセス

#### <取引プロセスフローの説明>

発注企業側にて注文情報を作成し、共通E D I プロバイダ（C E F A C Tメッセージ対応）機能を介して受注企業側に取り込む。受注企業側は出荷情報を作成し共通E D I プロバイダ機能を介して出荷案内として発注企業に返す。発注企業側の自社システムへの取り込みに際してはエージェント機能を用いて簡易な作業にてこれを実現する。

## 3.2 中小企業共通 EDI メッセージ

### 3.2.1 中小企業共通 EDI メッセージとのマッピング

| 実証<br>プロジェク<br>ト          | 実証対象の企業                  |         | 実証検証の環境 |            |                              |          | 実証検証のメッセージ情報 |          |          |    |    |          | 中小企業共通EDIメッセージのマッピング結果   |        |         |               |         |               |         | 備考 |               |         |             |
|---------------------------|--------------------------|---------|---------|------------|------------------------------|----------|--------------|----------|----------|----|----|----------|--------------------------|--------|---------|---------------|---------|---------------|---------|----|---------------|---------|-------------|
|                           | 実証対象の企業                  | 取引      | 業務アプリ   |            |                              | 見積<br>依頼 | 見積<br>回答     | 注文<br>回答 | 出荷<br>案内 | 検収 | 請求 | 支払<br>通知 | 中小企<br>業共通<br>EDIの通<br>用 | 発注（必須） |         | 見積（オプショ<br>ン） |         | 出荷（オプショ<br>ン） |         |    | 請求（オプショ<br>ン） |         |             |
|                           |                          | 発注<br>側 | 受注<br>側 | 種別         | 製品名<br>／システム名                |          |              |          |          |    |    |          |                          | ベンダー名  | 項目<br>数 | マッピング<br>結果   | 項目<br>数 | マッピング<br>結果   | 項目<br>数 |    | マッピング<br>結果   | 項目<br>数 | マッピング<br>結果 |
| 花王業務品販<br>売受発注コン<br>ソーシアム | 花王プロフェッショ<br>ナル・サービス株式会社 | ○       | 自社開発    | 受注システム     | 花王プロフェッショ<br>ナル・サービス株式<br>会社 |          | ○            |          | ○        |    |    |          | 適用                       | 11     | 標準通り    |               |         | 12            | 標準通り    |    |               |         |             |
|                           | 株式会社ツチハシ                 | ○       | オンプレPKG | Growbis II | （株）テスク                       |          | ○            |          | ○        |    |    |          |                          | 14     | 標準通り    |               |         | 10            | 標準通り    |    |               |         |             |
|                           | 日洋物産株式会社                 | ○       | オンプレPKG | ACELINK    | （株）ミロク情報<br>サービス             |          | ○            |          | ○        |    |    |          |                          | 14     | 標準通り    |               |         | 10            | 標準通り    |    |               |         |             |

表 2. マッピング結果表

上記、中小企業共通 EDI メッセージのマッピング結果の通り、標準項目を使用したマッピングを実施した。マッピングについては、中小企業共通 EDI の適用が可能と判断する。

### 3.2.2 実証検証メッセージの評価

出荷情報のデータについて、必須項目である「UN01011510：要求数量」（出荷明細毎の発注者の要求数量）は、現在の業務取引上のデータ情報には利用されていないため、実証検証時は固定値にて対応とした。EDI 取引先側と相対にて個別に調整が発生しないよう、業務内容に応じた必須と任意の項目の再検討が必要だと考える。

### 3.3 業務アプリケーションへの連携機能の実装

#### 中小企業共通 EDI プロバイダへの機能実装

別紙3-3 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト (プロバイダ用)

| データ連携サービス名 | BtoBプラットフォーム                   | プロバイダ名      | その他（株式会社インフォマート）  |                                  |
|------------|--------------------------------|-------------|-------------------|----------------------------------|
| 重要度：       | ◎必須　○強く推奨　△推奨　※ガイドラインとして定めたもの。 |             |                   |                                  |
| 対応レベル：     | ◎対応、○一部対応、△他の方法で対応、×未対応        |             |                   |                                  |
| 項目         | 内容（詳細はガイドライン参照のこと）             | 重要度<br>(参考) | 対応<br>レ<br>ベ<br>ル | 備考<br><br>（「◎対応」以外の場合は、理由や内容を記述） |

|                     |                                                                              |   |   |                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|---|---|-----------------|
| 4章中小企業共通EDIプロバイダ    |                                                                              |   |   |                 |
| 4.1.EDIメッセージ仕様の実装①  | 中小企業共通EDIプロバイダは中小企業共通EDIメッセージ仕様を実装し、バージョンを明示しなければならない                        | ◎ | ◎ |                 |
| 4.1.EDIメッセージ仕様の実装②  | 一部の業種拡張版と取引プロセスのみを実装する場合は、利用可能な業種拡張版と情報種を明示しなければならない                         | ◎ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能 |
| 4.2.シングルインターフェース接続① | オンプレミス業務アプリケーションとEDIファイルを交換するための接続インターフェース機能をエージェントとしてユーザーPCへ提供しなければならない     | ◎ | ○ | ツチハシ、日洋物産ともに対応  |
| 4.2.シングルインターフェース接続② | 接続インターフェースと中小企業共通EDIプロバイダとの間でEDIファイルをダウンロード、アップロードして送受信するための通信機能を提供しなければならない | ◎ | ◎ |                 |

|                             |                                                                                                                                                          |   |   |                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換① | オンプレミス業務アプリと交換するEDIファイルフォーマットはCSVとし、ユーザーのCSVフォーマットを中小企業共通EDIメッセージフォーマットに変換するためのマッピングをユーザーが容易に実施するための機能を提供しなければならない。マッピング可能な中小企業共通EDI仕様の業種拡張版を明示しなければならない | ◎ | ○ | 4.2で対応。※マッピングは内部処理として、これを行う。実証検証の枠組みの中では、ユーザーが実際に明示的なマッピングを行うかわりに上記4.2に定めたところの必要があれば、プロバイダがエージェントの配布等によって暗黙・透過的にマッピングを行いデータ送信を行う方法を取る。                                   |
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換② | 送信者よりアップロードされた送信CSVファイルのフォーマットを送信者のマッピングに基づき、中小企業共通EDIメッセージフォーマットへ変換する機能を提供しなければならない                                                                     | ◎ | ○ | 対中小企業としては4.2で対応。<br>対日本情報通信社としては別途対応。<br>※マッピングは内部処理として、これを行う。実証検証の枠組みの中では、ユーザーが実際に明示的なマッピングを行うかわりに上記4.2に定めたところの必要があれば、プロバイダがエージェントの配布等によって暗黙・透過的にマッピングを行いデータ送信を行う方法を取る。 |
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換③ | 中小企業共通EDIメッセージフォーマットへ変換された送信EDIメッセージを、受信者のマッピングに基づき、受信CSVファイルのフォーマットに再変換する機能を提供しなければならない                                                                 | ◎ | ○ | 対中小企業としては4.2で対応。<br>対日本情報通信社としては別途対応。<br>※マッピングは内部処理として、これを行う。実証検証の枠組みの中では、ユーザーが実際に明示的なマッピングを行うかわりに上記4.2に定めたところの必要があれば、プロバイダがエージェントの配布等によって暗黙・透過的にマッピングを行いデータ送信を行う方法を取る。 |

|                    |                                                                                                            |   |   |                                                                                         |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 4.4.認証機能とセキュリティ①   | 共通EDIプロバイダはユーザー 識別のための認証 機能を備え、認証手段をユーザーへ明示しなければならない                                                       | ○ | ○ |                                                                                         |
| 4.4.認証機能とセキュリティ②   | 共通EDIプロバイダは適切なセキュリティ 機能を備えなければならない                                                                         | ○ | ○ |                                                                                         |
| 4.5.振り分け機能①        | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が指定する受信先へ送信EDIデータファイルを振り分けて送信する機能を備えなければならない                                             | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能<br>※メッセージの中継点としての機能は提供しない。<br>業務アプリとしての処理上は、自社サービスとしてはエンドポイント指定で対応している。 |
| 4.5.振り分け機能②        | 中小企業共通EDIプロバイダは送信先を指定する企業の企業コードを国際標準企業コードに変換する機能を備えなければならない                                                | ○ | △ | 業務アプリ上、法人番号への変換を可能とする。                                                                  |
| 4.6.送達確認①受信確認      | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルをプロバイダが受信したことを送信者が確認できる機能を備えなければならない。                                     | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.6.送達確認②受領確認      | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルを受信者が受領（ダウンロード）したことを送信者が確認できる機能を備えることが望ましい                                | △ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.6.送達確認③エラー表示     | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルの受信、または受領に失敗したときはエラーを送信者に表示し、エラー内容を確認できる機能を備えなければならない                     | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.6.送達確認④ack情報引渡し  | 中小企業共通EDIプロバイダは送達確認情報を業務アプリケーションで表示するために、上記3つのAck情報を業務アプリケーションに引き渡す機能を備えなければならない。                          | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.7.EDIデータ保存       | 中小企業共通EDIプロバイダは送信されたEDIデータファイルを一定期間保存し、検索して確認する機能を送信者、受信者に提供しなければならない。EDIデータファイル保存期間を明示しなければならない           | ○ | △ | 原本保全性は業務アプリの枠で保証。<br>変換され取り込まれた業務データの保存期間は電子帳簿保存法に順ずる。                                  |
| 4.8.ファイル添付         | 中小企業共通EDIプロバイダはEDIデータファイルにファイルを添付して送信する機能を提供することが望ましい。中小企業共通EDIプロバイダは添付ファイル送信の可否、および添付ファイル送信方式を明示しなければならない | △ | × | 今回の検証では検証対象外とする（必要性が無い為）                                                                |
| 4.9.EDIデータファイル新着連絡 | 中小企業共通EDIプロバイダは受信者にEDIデータファイルの新着を連絡する機能を提供すべきである。新着連絡機能を提供する場合は連絡手段を明示すること                                 | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.10.発注者帳票の送達①     | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者の帳票ファイルを受信者がダウンロードする機能を提供すべきである                                                          | ○ | △ | 業務アプリとしての処理上は可能                                                                         |
| 4.10.発注者帳票の送達②     | 中小企業共通EDIプロバイダは汎用プリンタで発注者の帳票ファイルを自動印刷する機能を提供することが望ましい                                                      | △ | × | 業務アプリとしての処理上は可能（自動印刷ではない）                                                               |



|                                     |                                                                                                                                       |   |   |                                                        |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------------------------------------------|
| 4.11.サービス提供条件①                      | 中小企業共通EDIプロバイダは送信したEDIデータファイルの保存期間を利用者に明示しなければならない                                                                                    | ◎ | △ | 原本保全性は業務アプリの枠で保証。<br>変換され取り込まれた業務データの保存期間は電子帳簿保存法に順ずる。 |
| 4.11.サービス提供条件②                      | 中小企業共通EDIプロバイダは稼働時間（無停止、保守時間帯設定あり等）について、利用者に明示しなければならない                                                                               | ◎ | △ | 業務アプリとしてサービスポリシーの提示を行っている                              |
| 4.12共通.EDIプロバイダ間接続機能①               | 中小企業共通EDIプロバイダは他の中小企業共通EDIプロバイダと接続し、中小企業共通EDIメッセージファイルを交換する機能を備えなければならない。中小企業共通EDIプロバイダは、接続可能な業種拡張版メッセージを明示しなければならない                  | ◎ | ○ | プロバイダ間連携をサポートすることとの解釈の上で○とする                           |
| 4.12共通.EDIプロバイダ間接続機能②               | 中小企業共通EDIプロバイダは他の中小企業共通EDIプロバイダへ送信したEDIデータの送達確認情報を受け渡す機能を備えなければならない                                                                   | ◎ | ○ | プロバイダ間連携をサポートした上でデータ通信の成否を判定できる機能を有することとの解釈の上で○とする     |
| 4.13.大手業界標準EDIサーバーとの接続機能            | 中小企業共通EDIプロバイダは業界標準EDIサーバーと接続し、中小企業共通EDIメッセージを交換するゲートウェイ機能を備えることが望ましい<br>業界標準EDIサーバーと接続可能な中小企業共通EDIプロバイダは、接続可能な業種拡張版メッセージを明示しなければならない | △ | × | 今回の検証では検証対象外とする（必要性が無い為）                               |
| 5章中小企業共通EDIプロバイダと接続する業務アプリの連携機能仕様   |                                                                                                                                       |   |   |                                                        |
| 5.3.4.中小企業共通EDIメッセージ仕様に含まれない情報項目の扱い | 中小企業共通EDIプロバイダは複数の注釈情報項目を扱える機能とマッピング表を提供するべきである                                                                                       | ○ | × | 今回の検証では検証対象外とする（必要性が無い為）                               |
| 7章中小企業共通EDIのインターフェース実装仕様            |                                                                                                                                       |   |   |                                                        |
| 7.4.中小企業共通EDIプロバイダ間接続機能①            | 中小企業共通EDIプロバイダに組み込むゲートウェイEDI通信パッケージは業界EDIサーバーとの間で、中小企業共通EDIメッセージ仕様のXMLドキュメントを交換できなければならない。                                            | ◎ | ○ | 日本情報通信社との間で、WebAPIでのXMLドキュメントの交換を行う。                   |
| 7.4.中小企業共通EDIプロバイダ間接続機能②            | 中小企業共通EDIプロバイダに組み込むゲートウェイEDI通信パッケージは業界EDIサーバーとの間でebMS、JX手順のEDI通信プロトコルで通信できなければならない                                                    | ◎ | ○ | 日本情報通信社との間で、JX手順での通信を行う。（交換するドキュメントはXML）               |

表 3. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（B to Bプラットフォーム）

別紙3-3 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（プロバイダ用）

| データ連携サービス名                  | EDIPACK                                                                                                                                                  | プロバイダ名      | その他（日本情報通信株式会社） |                                         |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|-----------------------------------------|
|                             | 重要度：◎必須 ○強く推奨 △推奨 ※ガイドラインとして定めたもの。                                                                                                                       |             |                 |                                         |
|                             | 対応レベル：◎対応、○一部対応、△他の方法で対応、×未対応                                                                                                                            |             |                 |                                         |
| 項目                          | 内容（詳細はガイドライン参照のこと）                                                                                                                                       | 重要度<br>(参考) | 対応<br>レベル       | 備考<br><br>（「◎対応」以外の場合は、理由や内容を記述）        |
| 4章中小企業共通EDIプロバイダ            |                                                                                                                                                          |             |                 |                                         |
| 4.1.EDIメッセージ仕様の実装①          | 中小企業共通EDIプロバイダは中小企業共通EDIメッセージ仕様を実装し、バージョンを明示しなければならない                                                                                                    | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.1.EDIメッセージ仕様の実装②          | 一部の業種拡張版と取引プロセスのみを実装する場合は、利用可能な業種拡張版と情報種を明示しなければならない                                                                                                     | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.2.シングルインターフェース接続①         | オンプレミス業務アプリケーションとEDIファイルを交換するための接続インターフェース機能をエージェントとしてユーザーPCへ提供しなければならない                                                                                 | ◎           | ◎               | 既に機能としては実装済みですが<br>本実証実験においては、対象外となります。 |
| 4.2.シングルインターフェース接続②         | 接続インターフェースと中小企業共通EDIプロバイダとの間でEDIファイルをダウンロード、アップロードして送受信するための通信機能を提供しなければならない                                                                             | ◎           | ◎               | 既に機能としては実装済みですが<br>本実証実験においては、対象外となります。 |
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換① | オンプレミス業務アプリと交換するEDIファイルフォーマットはCSVとし、ユーザーのCSVフォーマットを中小企業共通EDIメッセージフォーマットに変換するためのマッピングをユーザーが容易に実施するための機能を提供しなければならない。マッピング可能な中小企業共通EDI仕様の業種拡張版を明示しなければならない | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換② | 送信者よりアップロードされた送信CSVファイルのフォーマットを送信者のマッピングに基づき、中小企業共通EDIメッセージフォーマットへ変換する機能を提供しなければならない                                                                     | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.3.EDIファイルのフォーマットとメッセージ変換③ | 中小企業共通EDIメッセージフォーマットへ変換された送信EDIメッセージを、受信者のマッピングに基づき、受信CSVファイルのフォーマットに再変換する機能を提供しなければならない                                                                 | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.4.認証機能とセキュリティ①            | 共通EDIプロバイダはユーザー 識別のための認証 機能を備え、認証手段をユーザーへ明示しなければならない                                                                                                     | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.4.認証機能とセキュリティ②            | 共通EDIプロバイダは適切なセキュリティ 機能を備えなければならない                                                                                                                       | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.5.振り分け機能①                 | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が指定する受信先へ送信EDIデータファイルを振り分けて送信する機能を備えなければならない                                                                                           | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.5.振り分け機能②                 | 中小企業共通EDIプロバイダは送信先を指定する企業の企業コードを国際標準企業コードに変換する機能を備えなければならない                                                                                              | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.6.送達確認①受信確認               | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルをプロバイダが受信したことを送信者が確認できる機能を備えなければならない。                                                                                   | ◎           | ◎               |                                         |
| 4.6.送達確認②受領確認               | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルを受信者が受領（ダウンロード）したことを送信者が確認できる機能を備えることが望ましい                                                                              | △           | ◎               |                                         |

|                              |                                                                                                                                       |   |   |                                                   |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---------------------------------------------------|
| 4.6.送達確認<br>③エラー表示           | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者が送信したEDIデータファイルの受信、または受領に失敗したときはエラーを送信者に表示し、エラー内容を確認できる機能を備えなければならない                                                | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.6.送達確認<br>④ack情報引渡し        | 中小企業共通EDIプロバイダは送達確認情報を業務アプリケーションで表示するために、上記3つのAck情報を業務アプリケーションに引き渡す機能を備えなければならない。                                                     | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.7.EDIデータ保存                 | 中小企業共通EDIプロバイダは送信されたEDIデータファイルを一定期間保存し、検索して確認する機能を送信者、受信者に提供しなければならない。EDIデータファイル保存期間を明示しなければならない                                      | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.8.ファイル添付                   | 中小企業共通EDIプロバイダはEDIデータファイルにファイルを添付して送信する機能を提供することが望ましい。中小企業共通EDIプロバイダは添付ファイル送信の可否、および添付ファイル送信方式を明示しなければならない                            | △ | × | 今回の検証では検証対象外とする（必要性が無い為）                          |
| 4.9.EDIデータファイル新着<br>連絡       | 中小企業共通EDIプロバイダは受信者にEDIデータファイルの新着を連絡する機能を提供すべきである。新着連絡機能を提供する場合は連絡手段を明示すること                                                            | ○ | ◎ |                                                   |
| 4.10.発注者帳票の送達①               | 中小企業共通EDIプロバイダは送信者の帳票ファイルを受信者がダウンロードする機能を提供すべきである                                                                                     | ○ | ◎ |                                                   |
| 4.10.発注者帳票の送達②               | 中小企業共通EDIプロバイダは汎用プリンタで発注者の帳票ファイルを自動印刷する機能を提供することが望ましい                                                                                 | △ | × | 今回の検証では検証対象外とする（必要性が無い為）                          |
| 4.11.サービス提供条件①               | 中小企業共通EDIプロバイダは送信したEDIデータファイルの保存期間を利用者に明示しなければならない                                                                                    | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.11.サービス提供条件②               | 中小企業共通EDIプロバイダは稼働時間（無停止、保守時間帯設定あり等）について、利用者に明示しなければならない                                                                               | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.12共通.EDIプロバイダ間<br>接続機能①    | 中小企業共通EDIプロバイダは他の中小企業共通EDIプロバイダと接続し、中小企業共通EDIメッセージファイルを交換する機能を備えなければならない。中小企業共通EDIプロバイダは、接続可能な業種拡張版メッセージを明示しなければならない                  | ◎ | ◎ |                                                   |
| 4.12共通.EDIプロバイダ間<br>接続機能②    | 中小企業共通EDIプロバイダは他の中小企業共通EDIプロバイダへ送信したEDIデータの送達確認情報を受け渡す機能を備えなければならない                                                                   | ◎ | ○ | プロバイダ間連携をサポートした上でデータ通信の成否を判定できる機能を有することの解釈の上で○とする |
| 4.13.大手業界標準EDIサー<br>バーとの接続機能 | 中小企業共通EDIプロバイダは業界標準EDIサーバーと接続し、中小企業共通EDIメッセージを交換するゲートウェイ機能を備えることが望ましい<br>業界標準EDIサーバーと接続可能な中小企業共通EDIプロバイダは、接続可能な業種拡張版メッセージを明示しなければならない | △ | ◎ |                                                   |

| 5章中小企業共通EDIプロバイダと接続する業務アプリの連携機能仕様   |                                                                                            |   |   |                                                  |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------------------------------------|
| 5.3.4.中小企業共通EDIメッセージ仕様に含まれない情報項目の扱い | 中小企業共通EDIプロバイダは複数の注釈情報項目を扱える機能とマッピング表を提供するべきである                                            | ○ | ◎ | 具体的なメッセージマッピング仕様を決定する段階で含まれない情報項目があった場合は情報開示します。 |
| 7章中小企業共通EDIのインターフェース実装仕様            |                                                                                            |   |   |                                                  |
| 7.4.中小企業共通EDIプロバイダ間接続機能①            | 中小企業共通EDIプロバイダに組み込むゲートウェイEDI通信パッケージは業界EDIサーバーとの間で、中小企業共通EDIメッセージ仕様のXMLドキュメントを交換できなければならない。 | ◎ | ◎ |                                                  |
| 7.4.中小企業共通EDIプロバイダ間接続機能②            | 中小企業共通EDIプロバイダに組み込むゲートウェイEDI通信パッケージは業界EDIサーバーとの間でebMS、JX手順のEDI通信プロトコルで通信できなければならない         | ◎ | ◎ |                                                  |

表 4. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト (EDI PACK)

### 3.3.1 連携業務アプリケーションへの機能実装

| 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（業務アプリケーション用） ※当表は、業務アプリケーション毎に作成してください。                                                                                                                                                                                                              |  |                |                   |             |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| コンソーシアム名                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |                | 花王業務品販売受発注コンソーシアム |             |             |
| 開発No.                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 業務アプリ・クラウドアプリ名 | BtoBプラットフォーム      | アプリケーションタイプ | クラウドアプリ     |
| （記入に際しての留意事項）<br>当事業（次世代企業間データ連携調査事業）により開発される業務アプリケーション（クラウドアプリを含む）は、原則として、「中小企業共通EDI実装ガイドライン」に準拠したデータ連携サービスと、連携共通インターフェースにより接続する必要があります。<br>●開発する業務アプリケーションの接続の可否と、それに関する理由および概要等を右の欄に記述してください。<br>●中小企業共通EDI実装ガイドラインの各項目毎の対応を下の欄に記述してください。<br>※ご記入にあたり不明な点は、事前に事務局までお問合せください。 |  |                |                   | 接続の可否       | 接続の可否に関する概要 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                |                   | ○接続可能       |             |

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 重要度：   | ○必須 ○強く推奨 △推奨 ※ガイドラインとして定めたものであり、必ずしも当事業の要求仕様（公要要領等）と一致するものではありません。 |
| 対応レベル： | ◎対応、○一部対応、△他の方法で対応、×未対応、？不明または事務局に確認事項あり                            |

| 項番 | 章  | 項目                         | 内容（詳細はガイドライン参照のこと）                                                                    | アプリ提供形態 | 重要度（参考） | 対応レベル | 実現方法、特記事項等<br>（特に「○対応」以外の場合は、理由や内容を説記述すること）<br>※別紙等に記載の場合は、記載箇所を記述 |
|----|----|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 5章 | 業務アプリケーション                 |                                                                                       |         |         |       |                                                                    |
| 2  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能① | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをエクスポートする機能を備えなければならない | クラウド    | ◎       | ◎     |                                                                    |
| 3  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能② | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはエクスポートできる中小企業共通EDIメッセージの拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない    | クラウド    | ◎       | ×     | 対象外（該当しません）                                                        |
| 4  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能①  | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをインポートする機能を備えなければならない  | クラウド    | ◎       | ◎     |                                                                    |
| 5  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能②  | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはインポートできる中小企業共通EDIメッセージの拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない。    | クラウド    | ◎       | ×     | 対象外（該当しません）                                                        |

|    |  |                          |                                                                                                     |      |   |   |  |
|----|--|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|---|--|
| 6  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット① | 中小企業共通EDIプロバイダとEDIデータファイルを交換するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のCSVファイルをエクスポート・インポートする機能を備えなければならない | クラウド | ◎ | ◎ |  |
| 7  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット② | CSVファイル各行のデータは一件ごとに1行とし、EDIデータ以外のデータ行が存在してはならない                                                     | クラウド | ◎ | ◎ |  |
| 8  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット③ | 多品一葉形式のCSVファイル各行のデータフォーマットは、ヘッダ部データ+明細部データの構成でなければならない                                              | クラウド | ◎ | ◎ |  |
| 9  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット④ | CSVファイル各行の情報項目データの配列順については自由であるが、パッケージ業務アプリケーションについてはマッピング情報をEDIプロバイダーと共有することが望ましい                  | クラウド | △ | ○ |  |
| 10 |  | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名①  | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションが交換するEDIファイルは上書き防止のためにユニークなファイル名を付与しなければならない。                        | クラウド | ◎ | ◎ |  |

|    |  |                                         |                                                                                                                                             |      |   |   |             |
|----|--|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|---|-------------|
| 11 |  | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名②                 | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションはユニークな名称を付与されたEDIデータファイルを処理でなければならない。                                                                        | クラウド | ◎ | ◎ |             |
| 12 |  | 5.2.2.異なるクラウド業務アプリ、およびオンプレミス業務アプリとの連携機能 | クラウド業務アプリが異なるクラウド業務アプリ、またはオンプレミス業務アプリと国連CEFACT標準で連携する場合は次のいずれかの方式によらなければならない<br>【方式1】 中小企業共通EDIプロバイダ機能を併設する<br>【方式2】 特定の中小企業共通EDIプロバイダと連携する | クラウド | ◎ | × | 対象外（該当しません） |

|    |    |                               |                                                                                                   |      |   |   |             |
|----|----|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|---|-------------|
| 13 |    | 5.3.1.EDIデータの文字コード属性          | 業務アプリケーションが中小企業共通EDIプロバイダと交換するEDIデータファイルの文字コードはUnicodeのUTF-8でなければならない                             | クラウド | ● | ○ |             |
| 14 |    | 5.3.2.EDIデータの桁数属性             | 連携業務アプリケーションはエクスポート、インポートするEDIデータ情報項目の桁数を公開して明示するべきである                                            | クラウド | ○ | ○ |             |
| 15 |    | 5.3.3.CSVファイルEDIデータの「,」チェック機能 | オンプレミス連携業務アプリケーションはEDIデータをエクスポートする際に、データに「,」が含まれていないかをチェックし、「,」が含まれている場合は警告を発する機能を備えるべきである        | クラウド | ○ | ○ |             |
| 16 |    | 5.3.5.送達確認情報の表示機能             | 中小企業共通EDIプロバイダと連携する業務アプリケーションは送信したEDIデータの送達確認情報を表示することが望ましい。表示する送達確認情報は「受信確認情報」「受領確認情報」「エラー情報」とする | クラウド | △ | ○ |             |
| 17 | 7章 | 中小企業共通 EDI のインターフェース実装仕様      |                                                                                                   |      |   |   |             |
| 18 |    | 7.3.クラウド業務アプリの連携実装仕様          | 5.2.2.項が方式2の場合はITC協会が規定する共通APIを実装することが望ましい。固有のAPIで接続する場合は接続先のEDIプロバイダを明示すること                      | クラウド | △ | × | 対象外（該当しません） |

表 5. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（B to Bプラットフォーム）

| 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（業務アプリケーション用）※当表は、業務アプリケーション毎に作成してください。                                                                                                                                                                                                                |            |                |                            |             |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|----------------------------|-------------|-------------|
| コンソーシアム名                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |                | 花王業務品販売受発注コンソーシアム          |             |             |
| 開発No.                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2-1<br>6-1 | 業務アプリ・クラウドアプリ名 | 株式会社ツチハシ（GLOWBISⅡ：株式会社テスク） | アプリケーションタイプ | オンプレミスアプリ   |
| （記入に際しての留意事項）<br>当事業（次世代企業間データ連携調査事業）により開発される業務アプリケーション（クラウドアプリを含む）は、原則として、「中小企業共通EDI実装ガイドライン」に準拠したデータ連携サービスと、連携共通インターフェースにより接続できる必要があります。<br>●開発する業務アプリケーションの接続の可否と、それに関する理由および概要等を右の欄に記述してください。<br>●中小企業共通EDI実装ガイドラインの各項目毎の対応を下の欄に記述してください。<br>※ご記入にあたり不明な点は、事前に事務局までお問合せください。 |            |                |                            | 接続の可否       | 接続の可否に関する概要 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |                |                            | ○接続可能       |             |

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 重要度：   | ○必須 ○強く推奨 △推奨 ※ガイドラインとして定めたものであり、必ずしも当事業の要求仕様（公費要領等）と一致するものではありません。 |
| 対応レベル： | ◎対応、○一部対応、△他の方法で対応、×未対応、？不明または事務局に確認事項あり                            |

| 項番 | 章  | 項目                                      | 内容（詳細はガイドライン参照のこと）                                                                                                                          | アプリ提供形態 | 重要度（参考） | 対応レベル | 実現方法、特記事項等<br>（特に「○対応」以外の場合は、理由や内容を説記述すること）<br>※別紙等に記載の場合は、記載箇所を記述 |
|----|----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 5章 | 業務アプリケーション                              |                                                                                                                                             |         |         |       |                                                                    |
| 2  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能①              | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをエクスポートする機能を備えなければならない                                                       | オンプレミス  | ◎       | △     | B to Bプラットフォームへの発注入力にて代替とする。                                       |
| 3  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能②              | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはエクスポートできる中小企業共通EDIメッセージ仕様の拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない                                                        | オンプレミス  | ◎       | △     | B to Bプラットフォームへの発注入力にて代替とする。                                       |
| 4  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能①               | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをインポートする機能を備えなければならない                                                        | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 6-1：ツチハシ（デスク）                                                      |
| 5  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能②               | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはインポートできる中小企業共通EDIメッセージ仕様の拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない。                                                        | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 6-1：ツチハシ（デスク）                                                      |
| 6  |    | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット①                | 中小企業共通EDIプロバイダとEDIデータファイルを交換するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のCSVファイルをエクスポート・インポートする機能を備えなければならない                                         | オンプレミス  | ◎       | ○     | 2-1,6-1：ツチハシ（デスク）<br>※インポートのみ                                      |
| 7  |    | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット②                | CSVファイル各行のデータは一件ごとに1行とし、EDIデータ以外のデータ行が存在してはならない                                                                                             | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 2-1,6-1：ツチハシ（デスク）                                                  |
| 8  |    | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット③                | 多品一葉形式のCSVファイル各行のデータフォーマットは、ヘッダ部データ+明細部データの構成でなければならない                                                                                      | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 2-1,6-1：ツチハシ（デスク）                                                  |
| 9  |    | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット④                | CSVファイル各行の情報項目データの配列順については自由であるが、パッケージ業務アプリケーションについてはマッピング情報をEDIプロバイダーと共有することが望ましい                                                          | オンプレミス  | △       | ○     |                                                                    |
| 10 |    | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名①                 | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションが交換するEDIファイルは上書き防止のためにユニークなファイル名を付与しなければならない。                                                                | オンプレミス  | ◎       | ◎     |                                                                    |
| 11 |    | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名②                 | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションはユニークな名称を付与されたEDIデータファイルを処理できないといけない。                                                                        | オンプレミス  | ◎       | ◎     |                                                                    |
| 12 |    | 5.2.2.異なるクラウド業務アプリ、およびオンプレミス業務アプリとの連携機能 | クラウド業務アプリが異なるクラウド業務アプリ、またはオンプレミス業務アプリと国連CEFACT標準で連携する場合は次のいずれかの方式によらなければならない<br>【方式1】 中小企業共通EDIプロバイダ機能を併設する<br>【方式2】 特定の中小企業共通EDIプロバイダと連携する | クラウド    | ◎       | ×     | 対象外（該当しません）                                                        |

|    |    |                               |                                                                                                   |             |   |   |             |
|----|----|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---|---|-------------|
| 13 |    | 5.3.1.EDIデータの文字コード属性          | 業務アプリケーションが中小企業共通EDIプロバイダと交換するEDIデータファイルの文字コードはUnicodeのUTF-8でなければならない                             | オンプレミス/クラウド | ● | ○ |             |
| 14 |    | 5.3.2.EDIデータの桁数属性             | 連携業務アプリケーションはエクスポート、インポートするEDIデータ情報項目の桁数を公開して明示するべきである                                            | オンプレミス/クラウド | ○ | ○ |             |
| 15 |    | 5.3.3.CSVファイルEDIデータの「,」チェック機能 | オンプレミス連携業務アプリケーションはEDIデータをエクスポートする際に、データに「,」が含まれていないかをチェックし、「,」が含まれている場合は警告を発する機能を備えるべきである        | オンプレミス      | ○ | × | 対象外（該当しません） |
| 16 |    | 5.3.5.送達確認情報の表示機能             | 中小企業共通EDIプロバイダと連携する業務アプリケーションは送信したEDIデータの送達確認情報を表示することが望ましい。表示する送達確認情報は「受信確認情報」「受領確認情報」「エラー情報」とする | オンプレミス/クラウド | △ | × | 対象外（該当しません） |
| 17 | 7章 | 中小企業共通 EDI のインターフェース実装仕様      |                                                                                                   |             |   |   |             |
| 18 |    | 7.3.クラウド業務アプリの連携実装仕様          | 5.2.2.項が方式2の場合はITC協会が規定する共通APIを実装することが望ましい。固有のAPIで接続する場合は接続先のEDIプロバイダを明示すること                      | クラウド        | △ | × | 対象外（該当しません） |

表 6. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（GLOWBIS II）



| 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（業務アプリケーション用）※当表は、業務アプリケーション毎に作成してください。                                                                                                                                                                                                               |            |                |                                 |             |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| コンソーシアム名                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |                | 花王業務品販売受発注コンソーシアム               |             |             |
| 開発No.                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2-2<br>6-2 | 業務アプリ・クラウドアプリ名 | 日洋物産株式会社（ACELINK：株式会社ミロク情報サービス） | アプリケーションタイプ | クラウドアプリ     |
| （記入に際しての留意事項）<br>当事業（次世代企業間データ連携調査事業）により開発される業務アプリケーション（クラウドアプリを含む）は、原則として、「中小企業共通EDI実装ガイドライン」に準拠したデータ連携サービスと、連携共通インターフェースにより接続する必要があります。<br>●開発する業務アプリケーションの接続の可否と、それに関する理由および概要等を右の欄に記述してください。<br>●中小企業共通EDI実装ガイドラインの各項目毎の対応を下の欄に記述してください。<br>※ご記入にあたり不明な点は、事前に事務局までお問合せください。 |            |                |                                 | 接続の可否       | 接続の可否に関する概要 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |                |                                 | ○接続可能       |             |

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 重要度：   | ○必須 ○強く推奨 △推奨 ※ガイドラインとして定めたものであり、必ずしも当事業の要求仕様（公要要領等）と一致するものではありません。 |
| 対応レベル： | ◎対応、○一部対応、△他の方法で対応、×未対応、？不明または事務局に確認事項あり                            |

| 項番 | 章  | 項目                         | 内容（詳細はガイドライン参照のこと）                                                                    | アプリ提供形態 | 重要度（参考） | 対応レベル | 実現方法、特記事項等<br>（特に「○対応」以外の場合は、理由や内容を説記述すること）<br>※別紙等に記載の場合は、記載箇所を記述 |
|----|----|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 5章 | 業務アプリケーション                 |                                                                                       |         |         |       |                                                                    |
| 2  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能① | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをエクスポートする機能を備えなければならない | オンプレミス  | ◎       | △     | B to Bプラットフォームへの発注入力にて代替とする。                                       |
| 3  |    | 5.1.1.EDIデータファイルのエクスポート機能② | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはエクスポートできる中小企業共通EDIメッセージ仕様の拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない  | オンプレミス  | ◎       | △     | B to Bプラットフォームへの発注入力にて代替とする。                                       |
| 4  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能①  | 中小企業共通EDIプロバイダと接続するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のEDIデータファイルをインポートする機能を備えなければならない  | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 6-2：日洋物産（ミロク情報サービス）                                                |
| 5  |    | 5.1.2.EDIデータファイルのインポート機能②  | パッケージとして市販されるオンプレミス業務アプリケーションはインポートできる中小企業共通EDIメッセージ仕様の拡張版仕様と取引情報種、情報項目を明示しなければならない。  | オンプレミス  | ◎       | ◎     | 6-2：日洋物産（ミロク情報サービス）                                                |

|    |  |                          |                                                                                                     |        |   |   |                                     |
|----|--|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|-------------------------------------|
| 6  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット① | 中小企業共通EDIプロバイダとEDIデータファイルを交換するオンプレミス業務アプリケーションは中小企業共通EDIメッセージ仕様のCSVファイルをエクスポート・インポートする機能を備えなければならない | オンプレミス | ◎ | ○ | 2-2,6-2：日洋物産（ミロク情報サービス）<br>※インポートのみ |
| 7  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット② | CSVファイル各行のデータは一件ごとに1行とし、EDIデータ以外のデータ行が存在してはならない                                                     | オンプレミス | ◎ | ◎ | 2-2,6-2：日洋物産（ミロク情報サービス）             |
| 8  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット③ | 多品一葉形式のCSVファイル各行のデータフォーマットは、ヘッダ部データ＋明細部データの構成でなければならない                                              | オンプレミス | ◎ | ◎ | 2-2,6-2：日洋物産（ミロク情報サービス）             |
| 9  |  | 5.1.3.EDIデータファイルのフォーマット④ | CSVファイル各行の情報項目データの配列順については自由であるが、パッケージ業務アプリケーションについてはマッピング情報をEDIプロバイダーと共有することが望ましい                  | オンプレミス | △ | ○ |                                     |
| 10 |  | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名①  | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションが交換するEDIファイルは上書防止のためにユニークなファイル名を付与しなければならない。                         | オンプレミス | ◎ | ◎ |                                     |

|    |  |                                         |                                                                                                                                             |        |   |   |             |
|----|--|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|-------------|
| 11 |  | 5.1.4.EDIデータファイルのファイル名②                 | 中小企業共通EDIプロバイダとオンプレミス業務アプリケーションはユニークな名称を付与されたEDIデータファイルを処理できなければならない。                                                                       | オンプレミス | ◎ | ◎ |             |
| 12 |  | 5.2.2.異なるクラウド業務アプリ、およびオンプレミス業務アプリとの連携機能 | クラウド業務アプリが異なるクラウド業務アプリ、またはオンプレミス業務アプリと国連CEFACT標準で連携する場合は次のいずれかの方式によらなければならない<br>【方式1】 中小企業共通EDIプロバイダ機能を併設する<br>【方式2】 特定の中小企業共通EDIプロバイダと連携する | クラウド   | ◎ | × | 対象外（該当しません） |

|    |    |                               |                                                                                                   |             |   |   |             |
|----|----|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---|---|-------------|
| 13 |    | 5.3.1.EDIデータの文字コード属性          | 業務アプリケーションが中小企業共通EDIプロバイダと交換するEDIデータファイルの文字コードはUnicodeのUTF-8でなければならない                             | オンプレミス/クラウド | ● | ○ |             |
| 14 |    | 5.3.2.EDIデータの桁数属性             | 連携業務アプリケーションはエクスポート、インポートするEDIデータ情報項目の桁数を公開して明示するべきである                                            | オンプレミス/クラウド | ○ | ○ |             |
| 15 |    | 5.3.3.CSVファイルEDIデータの「,」チェック機能 | オンプレミス連携業務アプリケーションはEDIデータをエクスポートする際に、データに「,」が含まれていないかをチェックし、「,」が含まれている場合は警告を発する機能を備えるべきである        | オンプレミス      | ○ | × | 対象外（該当しません） |
| 16 |    | 5.3.5.送達確認情報の表示機能             | 中小企業共通EDIプロバイダと連携する業務アプリケーションは送信したEDIデータの送達確認情報を表示することが望ましい。表示する送達確認情報は「受信確認情報」「受領確認情報」「エラー情報」とする | オンプレミス/クラウド | △ | × | 対象外（該当しません） |
| 17 | 7章 | 中小企業共通 EDI のインターフェース実装仕様      |                                                                                                   |             |   |   |             |
| 18 |    | 7.3.クラウド業務アプリの連携実装仕様          | 5.2.2.項が方式2の場合はITC協会が規定する共通APIを実装することが望ましい。固有のAPIで接続する場合は接続先のEDIプロバイダを明示すること                      | クラウド        | △ | × | 対象外（該当しません） |

表 7. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン対応確認リスト（ACELINK）

## 4 実証検証対象システムの概要

実証検証対象システムは下表の5つとなります。

| No.<br>(Ann) | システム等名                         | ベンダ等名         | 検証区分   | 開発<br>方法 | アプリケーション分類  | 提供・運用形態        | 備考 |
|--------------|--------------------------------|---------------|--------|----------|-------------|----------------|----|
| A01          | BtoB プラットフォーム                  | 株式会社インフォーマート  | ユーザ検証  | 改修       | クラウドアプリ     | クラウドサービス       |    |
| A02          | EDIPACK                        | 日本情報通信株式会社    | ベンダ内検証 | 改修       | EDI プロバイダ機能 | インターフェース・API 等 |    |
| A03          | BtoB プラットフォーム<br>(実証実験用エージェント) | 株式会社インフォーマート  | ユーザ検証  | 新規       | オプション・アドオン等 | インターフェース・API 等 |    |
| A04          | A C E L I N K (会計)             | ミロク情報サービス株式会社 | ユーザ検証  | 改修<br>無し | パッケージアプリ    | クラウドサービス       |    |
| A05          | G R O W B I S II               | 株式会社テスク       | ユーザ検証  | 改修       | ユーザ個別アプリ    | オンプレミス         |    |

表 8.実証検証対象システム

それぞれのシステムの主な役割（機能）は以下の通りです。

### 【B t o Bプラットフォーム】

注文情報を入力するクラウドアプリケーションです。日洋物産株式会社や株式会社ツチハシがW e b上で入力した注文情報をC E F A C Tの標準メッセージに変換して、E D I P A C Kに連携します。また、E D I P C Kから受け取った出荷案内情報をクラウド上で表示します。

### 【E D I P A C K】

B t o Bプラットフォームから受け取ったC E F A C Tの注文情報を花王プロフェッショナル・サービス株式会社の受注フォーマットに変換し、花王株式会社の基幹システムに連携します。また、花王株式会社の基幹システムから受け取った出荷案内情報をC E F A C Tの標準メッセージに変換して、B t o Bプラットフォームに連携します。

### 【エージェント】

日洋物産株式会社や株式会社ツチハシの業務用パソコンから起動することで、B t o Bプラットフォームにある出荷案内情報を日洋物産株式会社や株式会社ツチハシの指定された業務用のフォルダにダウンロードし格納します。

#### 【ACELINK】

日洋物産株式会社が利用している、株式会社ミロク情報サービスのクラウド型の会計用パッケージソフトウェアです。B to Bプラットフォームからエージェント経由で受け取った注文情報を会計仕訳として取り込みます。

#### 【GLOWBIS II】

株式会社ツチハシが利用している、株式会社テスクのオンプレミスタイプの販売管理アプリケーションです。B to Bプラットフォームからエージェント経由で受け取った注文情報を仕入データとして取り込みます。

| No | データ種別                  | 実証対象 | CEFACT | エージェント<br>(簡易取込みツール) | 備考 |
|----|------------------------|------|--------|----------------------|----|
| ①  | 日洋物産様 得意先 発注           |      |        |                      |    |
| ②  | 日洋物産様 受注 ※データ連携        |      |        |                      |    |
| ③  | 日洋物産様 発注 ※Web手入力       | ○    |        |                      |    |
| ④  | KPS受注                  | ○    | ○      |                      |    |
| ⑤  | KPS出荷情報                | ○    | ○      |                      |    |
| ⑥  | 日洋物産様 仕入計上 ※データ連携      | ○    |        | ○                    |    |
| ⑦  | 日洋物産様 出荷 or 請求 ※Web手入力 |      |        |                      |    |
| ⑧  | 日洋物産様 得意先仕入計上          |      |        |                      |    |
| 外  | 受注（売掛）情報の会計取込み         | 参考   |        |                      |    |

(3) 日洋物産株式会社の注文情報を株式会社インフォーマート（B t o Bプラットフォーム）に入力  
(4) 共通E D Iプロバイダ間のC E F A C Tデータ連携  
(5) 出荷情報（出荷案内）をB t o Bプラットフォーム反映  
(6) エージェント機能を活用し日洋物産株式会社の会計システムに取り込み仕入計上  
(外) 日洋物産株式会社の販売管理システムと会計システムの連携（売掛）



| No | データ種別             | 実証対象 | CEFACT | エージェント<br>(簡易取込みツール) | 備考 |
|----|-------------------|------|--------|----------------------|----|
| ①  | ツチハシ様 得意先 発注      |      |        |                      |    |
| ②  | ツチハシ様 受注          |      |        |                      |    |
| ③  | ツチハシ様 発注 ※Web手入力  | ○    |        |                      |    |
| ④  | KPS受注             | ○    | ○      |                      |    |
| ⑤  | KPS出荷情報           | ○    | ○      |                      |    |
| ⑥  | ツチハシ様 仕入計上 ※データ連携 | ○    |        |                      |    |
| ⑦  | ツチハシ様 出荷 or 請求    |      |        |                      |    |
| ⑧  | ツチハシ様 得意先仕入計上     |      |        |                      |    |



図 6. 実証検証システムの全体のイメージ 株式会社ツチハシ

<株式会社ツチハシ 全体概要の説明>

- (3) 株式会社ツチハシの注文情報を株式会社インフォマート（B t o Bプラットフォーム）に入力
- (4) 共通E D Iプロバイダ間のC E F A C Tデータ連携
- (5) 出荷情報（出荷案内）をB t o Bプラットフォーム反映
- (6) エージェント機能を活用し株式会社ツチハシの基幹システムに取り込み仕入計上

## 5 実証検証の実施

### 5.1 データ連携プロバイダと業務アプリケーション間の連携実証検証

#### 5.1.1 実証検証方法

発注側（BtoBプラットフォーム）で入力した注文情報（テスト用商品の5件）をCEFACTフォーマットに変換しEDIPACKに連携する。その後EDIPACKにて花王株式会社のレイアウトに変換し、受注側の基幹システムに取り込み、出荷案内情報を作成する。注文情報と同様に逆向きでEDIPACKを経由して発注側（BtoBプラットフォーム）に返す。

| 発注側   |           |                 |       |        |                          | メッセージ | EDIプロバイダ                         |                    |       | メッセージ | 受注側                           |        |                     |       |       |                               | 備考 |
|-------|-----------|-----------------|-------|--------|--------------------------|-------|----------------------------------|--------------------|-------|-------|-------------------------------|--------|---------------------|-------|-------|-------------------------------|----|
| ユーザー名 | アプリ名      | ベンダー名           | アプリ属性 | I/Fアプリ | 接続I/F                    | 方向    | EDIプロバイダ名                        | サービス名等             | 交換情報種 | 方向    | 接続I/F                         | I/Fアプリ | アプリ名                | ベンダー名 | アプリ属性 | ユーザー名                         |    |
| ツチハシ  | BtoB-P    | IM<br>(インフォマート) | クラウド  | ×      | API (JK<br>しくは<br>rest)  | →     | NIC/<br>EDIPACK<br>(日本情報<br>通信)  | EDIPACK            | 注文    | →     | 独自仕様<br>(花王<br>EDIとの<br>GW機能) | ×      | 花王ERP<br>個別シス<br>テム | KPS   | オンプレ  | 花王プロフェッ<br>ショナルサービ<br>ス (KPS) |    |
|       | GROWBS II | テスク             | オンプレ  | ×      | CSV渡し<br>(手作業ダウ<br>ンロード) | ←     | NIC/EDIP<br>ACK<br>+ IM<br>ESP機能 | EDIPACK+<br>BtoB-P | 出荷案内  | ←     |                               |        |                     |       |       |                               |    |
| 日洋物産  | BtoB-P    | IM<br>(インフォマート) | クラウド  | ×      | API (JK<br>しくは<br>rest)  | →     | NIC/<br>EDIPACK<br>(日本情報<br>通信)  | EDIPACK            | 注文    | →     | 独自仕様<br>(花王<br>EDIとの<br>GW機能) | ×      | 花王ERP<br>個別シス<br>テム | KPS   | オンプレ  | 花王プロフェッ<br>ショナルサービ<br>ス (KPS) |    |
|       | iCompass  | ミロク情報           | オンプレ  | ×      | CSV渡し                    | ←     | NIC/EDIP<br>ACK<br>+ IM<br>ESP機能 | EDIPACK+<br>BtoB-P | 出荷案内  | ←     |                               |        |                     |       |       |                               |    |

表 9. 連携パターン表

#### 5.1.2 実証検証結果

実証検証は実在する商品を基にした5件のテスト用の商品を用いて、日洋物産株式会社および株式会社ツチハシの2社の事務所にて予定していたシナリオ通り極めて順調に実施することが出来た。実証検証のそれぞれのタスク毎の結果は以降の5.1.3章に記載の通りであります。また、実証検証のエビデンスについては、参考資料として本実証検証報告書と合わせて提出させていただきます。

#### 5.1.3 効果および課題

中小企業共通 EDI プロバイダにおける効果および課題

実証検証にあたり日洋物産株式会社、株式会社ツチハシの2つの検証で共通的に利用する機能については以下の参考資料に記載させていただいておりますので参照ください。

<株式会社インフォマート>

参考1-1\_20170907\_IM データ連携仕様書（概略）.pdf

参考1-2\_【IM】20170907\_エージェント機能概略.pdf

参考1-3\_マッピング表（発注）\_20170907IM.pdf

参考1-4\_CEFAC T マッピング表（出荷）\_20170907IM.pdf

＜日本情報通信株式会社＞

参考 2－1\_20171211\_データ連携仕様書\_NIC.xls

参考 2－2\_NIC 資料\_KPS 受注マッピング表.xls

参考 2－3\_NIC 資料\_KPS 出荷情報マッピング表.xls

日洋物産株式会社での実証検証の結果は次の通り、全て当初計画通り（正常）です。

- ・注文情報：B t o Bプラットフォーム→E D I P A C K （正常）
- ・注文情報：E D I P A C K→花王の基幹システム （正常）
- ・出荷案内：花王の基幹システム→E D I P A C K （正常）
- ・出荷案内：E D I P A C K→B t o Bプラットフォーム （正常）
- ・出荷案内：B t o Bプラットフォーム→A C E L I N K （正常）

※日洋物産株式会社での実証検証の詳細は以下の参考資料を参照ください。

参考 3－1\_20171106\_日洋物産様実証実験(成果確認シート) .xlsx

参考 3－2\_【NIC】20171106\_日洋物産\_実証検証エビデンス.pdf

株式会社ツチハシでの実証検証の結果は次の通り、全て当初計画通り（正常）です。

- ・注文情報：B t o Bプラットフォーム→E D I P A C K （正常）
- ・注文情報：E D I P A C K→花王の基幹システム （正常）
- ・出荷案内：花王の基幹システム→E D I P A C K （正常）
- ・出荷案内：E D I P A C K→B t o Bプラットフォーム （正常）
- ・出荷案内：B t o Bプラットフォーム→G L O W B I S II （正常）

※株式会社ツチハシでの実証検証の詳細は以下の参考資料を参照ください。

参考 4－1\_20171115\_ツチハシ様実証実験(成果確認シート) .xlsx

参考 4－2\_【NIC】20171115\_ツチハシ\_実証検証エビデンス.pdf

参考 4－3\_03001 要件確認書(仕入データ取込)\_テスク.pdf

参考 4－4\_06001 外部設計書(仕入データ取込)\_テスク.pdf

参考 4－5\_GROWBIS II 手順書（インフォーマット取込み）

＜課題＞

中小企業共通 EDI メッセージ(CEFACT)とユーザフォーマットのマッピング仕様調整に技術的知識が必要となる。中小企業では、ユーザ側に IT 部門の体制が備わっていない場合もあるため、導入しづらいのが現状である。



#### <解決策意見・提案>

流通 BMS のように、メッセージガイドラインを明確にし、マッピング仕様が比較的容易に作成できるような仕組みが必要である。普及時には、スキーマを標準化しファイルにて公開する仕組みが必要である。

#### 業務アプリケーションベンダにおける効果および課題

##### <効果>

- ・他のアプリケーションと連携させることで自社パッケージの有効性を再認識出来た（ミロク）
- ・エージェント機能、CSVでの連携や共通EDI仕様は低コストでの連携実現に貢献する（テスク）

##### <課題>

- ・パッケージソフトウェアは個々の会社の運用実態に合わせ機能を変えることは難しい。（ミロク）
- ・データ項目の標準化は難しい、まだまだ足りない情報があるのでは（テスク）
- ・売掛／買掛データ、請求支払などへの2次利用での更なる効率化が必要（テスク）

## 5.2 ビジネスデータ連携基盤の導入効果実証検証

### 5.2.1 実証検証方法

#### 企業の受発注業務の現状

実証参加受発注企業間の取引情報連携の現状として、実証検証に参加した受発注企業に、「別紙 5－1 基本情報アンケート」を実施した結果を以下にまとめました。

実証参加受発注企業間の取引情報連携の現状（まとめ表）

| 会社名                          | 年間発注処理<br>件数（総数） | 電話・FAX によ<br>る発注の割合 | 年間受注処理<br>件数（総数） | 電話・FAX によ<br>る受注の割合 | EDI 利用<br>の有無 |
|------------------------------|------------------|---------------------|------------------|---------------------|---------------|
| 花王プロフェッシ<br>ョナル・サービス<br>株式会社 | 未調査              | 未調査                 | 1,373,000 件      | 60%                 | 有             |
| 日洋物産株式会社                     | 10,000 件         | 70%                 | 7,500 件          | 90%                 | 有             |
| 株式会社ツチハシ                     | 20,000 件         | 80%                 | 25,000 件         | 60%                 | 有             |

表 10. 実証参加受発注企業間の取引情報連携の現状（まとめ表）

花王プロフェッショナル・サービス株式会社の電話・FAXによる受注は60%あるが、これは家庭品に比べると多い。家庭品では95%以上がEOSによる受注であるが、これは小売業の寡占化の影響が大きい。今回のコンソーシアムにて取り組んだ業務品は、家庭品にくらべ地域密着型のビジネスモデルであり、卸・小売業の寡占化も限定的である。また、少子高齢化などの社会的な課題も絡み、病院や介護施設などからの注文が増えていることも影響している。日洋物産株式会社や株式会社ツチハシは受注・発注の双方において電話・FAXが中心の業務となっている。業務品の中小卸・小売り業者からみれば、花王プロフェッショナル・サービス株式会社分のみがEDI化されたとしても経営効果は極めて限定的となるであろう。

## 検証対象取引ケース

### 検証対象取引ケース概要

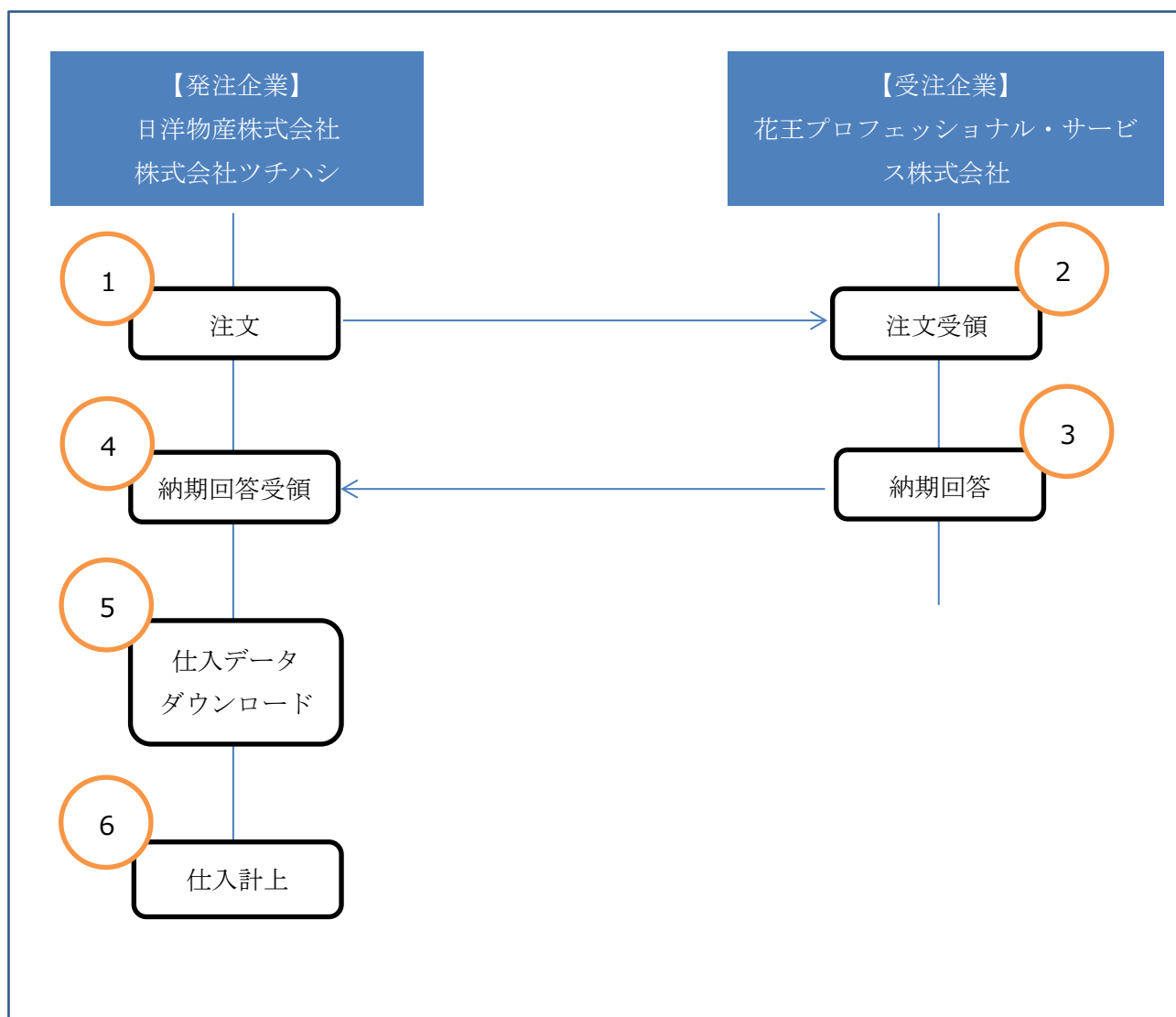


図 7. 検証対象取引ケース概要図

## 検証対象取引ケースの説明

### 1. 発注企業からの注文

販売数量や在庫状況などを確認しながら、発注先毎に数量を決定し注文をする。  
(発注以前のプロセスにて取引商品や納品条件および価格は決定されている)

### 2. 受注企業での注文受領

発注企業からの注文を受領し、商品や納品条件および価格などをチェックし、注文データとして取り込む。

### 3. 受注企業からの納期回答

受注企業にて在庫と発注企業の納品場所を確認する。同時に出荷処理スケジュールをシステム的に勘案し、納期の決定の後、発注企業に連絡する。

### 4. 発注企業での納期回答受領

受注企業からの納期回答を受領する。同時に納品予定情報を確認する。

### 5. 仕入データダウンロード

エージェント機能を利用し、クラウドシステム上から、任意のファイルサーバーのフォルダに各々の発注企業の基幹系ソフトウェアに対応したレイアウトで保管する。

### 6. 仕入計上

上記5で保管された仕入データを、発注企業側の各種マスター類とのチェックを行い、データの整合性を担保し、同時に発注企業の基幹系ソフトウェアに取り込み、仕入計上を行う。

業務時間測定の概要

日洋物産株式会社

| 対象取引ケース         | 測定の実施期間     | 測定件数 |
|-----------------|-------------|------|
| 取引ケース（１） 現状     | １１月６日～１１月６日 | ５件   |
| 取引ケース（１） EDI 検証 | １１月６日～１１月６日 | ５件   |

表 11. 業務時間（日洋物産株式会社）

株式会社ツチハシ

| 対象取引ケース         | 測定の実施期間       | 測定件数 |
|-----------------|---------------|------|
| 取引ケース（１） 現状     | １１月１５日～１１月１５日 | ５件   |
| 取引ケース（１） EDI 検証 | １１月１５日～１１月１５日 | ５件   |

表 12. 業務時間（株式会社ツチハシ）

### 5.2.2 実証検証結果

業務時間測定結果（現行－実証検証対比）

取引ケースにおける業務時間測定結果 日洋物産株式会社

| 業務<br>番号 | 実施企業                 | 業務名            | 平均業務時間<br>(現状業務) | 平均業務時間<br>(EDIを使った業務) |
|----------|----------------------|----------------|------------------|-----------------------|
| ①        | 日洋物産株式会社             | 注文             | 600秒             | 120秒                  |
| ②        | 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 | 注文受領           | 600秒             | 0秒                    |
| ③        | 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 | 納期回答           | 600秒             | 600秒                  |
| ④        | 日洋物産株式会社             | 納期回答受領<br>納品確認 | 120秒             | 60秒                   |
| ⑤        | 日洋物産株式会社             | 仕入計上（月次）       | 690秒             | 540秒                  |

表 13. 取引ケースにおける業務時間測定結果 日洋物産株式会社

<業務時間測定結果の説明 日洋物産株式会社>

- ① 手書き作業がWebの入力に変ったことによる効果
- ② FAXサーバー確認と自社受注システムへの入力が増えたことによる効果
- ③ これまでも自動FAX送信による回答だったため、変わりなし
- ④ 納期回答書（紙：FAX受信）確認がWeb画面での確認に変ったことによる効果
- ⑤ 紙の納品書の取り回しのみから、Web画面上の出荷案内情報を活用出来るようになったことによる効果（月次一括の仕入計上のため、日々の仕入業務における効果は限定的となりました）

## 取引ケースにおける業務時間測定結果 株式会社ツチハシ

| 業務<br>番号 | 実施企業                 | 業務名            | 平均業務時間<br>(現状業務) | 平均業務時間<br>(EDI を使った業務) |
|----------|----------------------|----------------|------------------|------------------------|
| ①        | 株式会社ツチハシ             | 注文             | 6 0 0 秒          | 1 8 0 秒                |
| ②        | 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 | 注文受領           | 6 0 0 秒          | 0 秒                    |
| ③        | 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 | 納期回答           | 6 0 0 秒          | 6 0 0 秒                |
| ④        | 株式会社ツチハシ             | 納期回答受領<br>納品確認 | 1 2 0 秒          | 6 0 秒                  |
| ⑤        | 株式会社ツチハシ             | 仕入計上           | 8 1 0 秒          | 6 6 0 秒                |

表 14. 取引ケースにおける業務時間測定結果 株式会社ツチハシ

## &lt;業務時間測定結果の説明 株式会社ツチハシ&gt;

- ① 手書き作業がWebの入力になったことによる効果
- ② FAXサーバー確認と自社受注システムへの入力が増加
- ③ これまでも自動FAX送信による回答だった為、変わりなし
- ④ 納期回答書（紙：FAX受信）確認がWeb画面での確認になったことによる効果
- ⑤ データ連携により仕入計上入力が効率化されたことによる効果（月次の請求書と納品書の突合せ手作業はデータ連携後も引き続き必要である）

### 5.2.3 効果および課題

#### 受発注企業における効果及び課題

アンケートの結果を以下に記載します。

#### <効果>

- ・IT化によってペーパーレスが進む。書類管理が煩雑にならずに行うことができる（株式会社ツチハシ）
- ・発注した商品がいつ発注していつ納品になるのか見える化されるため効率がよい（株式会社ツチハシ）
- ・ミスが少なくなる可能性が高い→手書きの場合ミスが起こりやすい（株式会社ツチハシ）
- ・FAX代の削減 コピー用紙の削減 印刷代の削減が可能（株式会社ツチハシ）
- ・業務効率化が可能（日洋物産株式会社）
- ・FAXで受信後、社内システムへ入力していたが、データ連携により作業が不要になった（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
- ・注文書の内容が読取れない、記入ミスなどが発生した場合の問合せ作業が不要になった（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
- ・FAXでの納期回答や納品時の伝票持参が不要になった（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）



<課題>

- ・ IT 化による下準備がかなりかかることが課題（株式会社ツチハシ）
  - ・ 社内の IT 投資が必要になる場合があり、費用的にメリットがでるか不安（株式会社ツチハシ）
  - ・ 社内インフラが充実している企業にとってはメリットがあるように思える（株式会社ツチハシ）  
しかしながら高齢化がすすむ中小企業にとっては、かなりハードルが高いように思える（株式会社ツチハシ）
  - ・ IT を限定的に担当しているものがないのが現状です。運用面で少し不安を感じる（株式会社ツチハシ）
  - ・ 投資対効果（日洋物産株式会社）
- 
- ・ マスターメンテナンスが社内システムと重複作業になっている（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
  - ・ 納期回答がシステム化されていない（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
  - ・ 取引先様への電子化交渉の際、弊社単独ではメリットを感じてもらえない（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
  - ・ 電子化普及に向けて専任担当の設置などの社内体制が必要（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）
  - ・ 取引先説明に必要な知識習得のため営業担当者への教育が必要（花王プロフェッショナル・サービス株式会社）

## 5.3 実証プロジェクト個別のテーマの実証検証

### 5.3.1 【日洋物産株式会社における販売管理ソフトと会計ソフト間のデータ連携】の実証検証

本実証検証において、日洋物産株式会社の販売管理パッケージソフトウェアである『イリイ Big 販売管理』からエクスポートした売掛情報を会計パッケージソフトウェアである『ミロク ACELINK』にインポートする形での手作業でのデータ連携を実施しました。

#### 実証検証方法

- ① 『イリイ Big 販売管理』のデータエクスポート機能を活用し、日々入力している販売（売掛）データをCSVファイル形式でエクスポートする。
- ② 上記①のCSVを『ミロク ACELINK』のインポート機能で取り込み、売掛金の入力業務をほぼ0化する。

#### 実証検証結果

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 検証前：販売管理システムから会計システムへの手入力 | 時間：5時間／月（ヒアリング） |
| 検証後：アップロード作業              | 時間：60秒／月（実証結果）  |

#### 効果および課題

上記の結果の通り、販売管理システムと会計システムとの連携は、分断された複数の業務パッケージを活用している中小企業の会計側の手入力作業を大幅に削減できることを確認できた。上記の結果は全ての販売先への売掛データをアップロード出来る状況になってはじめて実現するものであり、実証検証ではテストデータを用いたため、引き続きのフォローが必要となるが、弊社で云うところのSAPなどの統合業務システムが運用できない中小企業にとってこの価値はとて大きいと考える。さらに、販売管理システムへの売上データ入力の効率化も合わせて実施すれば、さらなる効率化が見込める。

## 6 実証検証結果のまとめ

本実証検証において、日洋物産株式会社および株式会社ツチハシの発注作業については想定通りの効果が認められた。この想定の効果について、実際の効率化が図られた時間を数値化出来たことは大変貴重であり、今後この取り組みを拡大していくにあたり、一つのK P I（基準）としてみていく事となる。

受発注以後の2次利用として、納品情報を活用した仕入計上のデータ連携（自動化）についても取り組んだが、今回の実証検証での成果はその企業のI T基盤や業務プロセスによって異なる結果となった。日洋物産株式会社においては、会計パッケージソフトとのデータ連携について実証検証を実施した為、月次処理毎の効率化となった一方で、株式会社ツチハシにおいては、オンプレミスの販売管理ソフトとのデータ連携について実証検証を実施した事により、日々の仕入計上作業の効率化に繋がった。

受発注業務、仕入計上業務いずれにおいても、今後このデータ連携を拡大していくにあたっての共通課題も確認する事ができた。それはクラウドサービスと自社のシステムとの各種マスター情報のメンテナンス業務での人的負荷である。取引先の情報や商品の情報、自社内の情報との整合性を整え、異なる粒度、区分の情報を適切に変換するなどの作業は、データ連携の取引先を拡大するに依じて、その業務量も比例して大きくなり、今後データ連携を拡大していくうえで、相当にネガティブな要因として考慮されることになる。これらの結果を踏まえ、今後の普及計画を策定していくわけであるが、今回の実証検証の結果とナレッジの蓄積が一つの大きな武器となることは言うまでもない。

## 7 事業終了後の普及計画

### 7.1 普及に向けたロードマップ

|                  | 2018                     | 2019           | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  | 2024  |
|------------------|--------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 普及者（口座）数         | 100                      | 500            | 1,000 | 2,000 | 5,000 | 6,000 | 7,000 |
| アクションプラン         | ① B t o B<br>パートナー<br>制度 | ② 発注<br>ピックアップ |       |       |       |       |       |
| 普及サービス           | B t o Bプラットフォーム受発注（ライト）  |                |       |       |       |       |       |
|                  | B t o Bプラットフォーム受発注（卸）    |                |       |       |       |       |       |
| 普及ターゲット<br>（エリア） | 東京支社                     |                | 全国展開  |       |       |       |       |
| 普及ターゲット<br>（発注書） | K P S 標準発注書              |                |       |       |       |       |       |
|                  | 先方に発注の仕組みあり              |                |       |       |       |       |       |
| 連携チャネル           | 情報志向型卸売業研究会（卸研）          |                |       |       |       |       |       |
|                  | 医療機器ネットワーク協会（MD-N e t）   |                |       |       |       |       |       |

図 8. 普及に向けたロードマップ

#### <アクションプラン>

B t o Bプラットフォームのパートナー制度を活用し、既にB t o Bプラットフォームの利用実績がある取引先を優先的に取り組んでいきます。またF A Xサーバーなどの自社システムを運用している取引先にはそのシステム内のデータをB t o Bプラットフォームに取り込むことを提案します。

#### <普及サービス>

無償でW e b発注が出来るB t o Bプラットフォーム受発注（ライト）版を主体に展開します。また取引先自らがW e b－E D Iを拡大していく旨の要望があれば有償のB t o Bプラットフォーム受発注（卸）を推奨していきます。

<普及ターゲット>

エリア：２０１９年度までは東京支社を中心に展開します。２０２０年度からは全国に拡大します。

発注書：花王プロフェッショナル・サービス株式会社指定の標準発注書をご利用いただいている取引先を優先的に取り組みます。

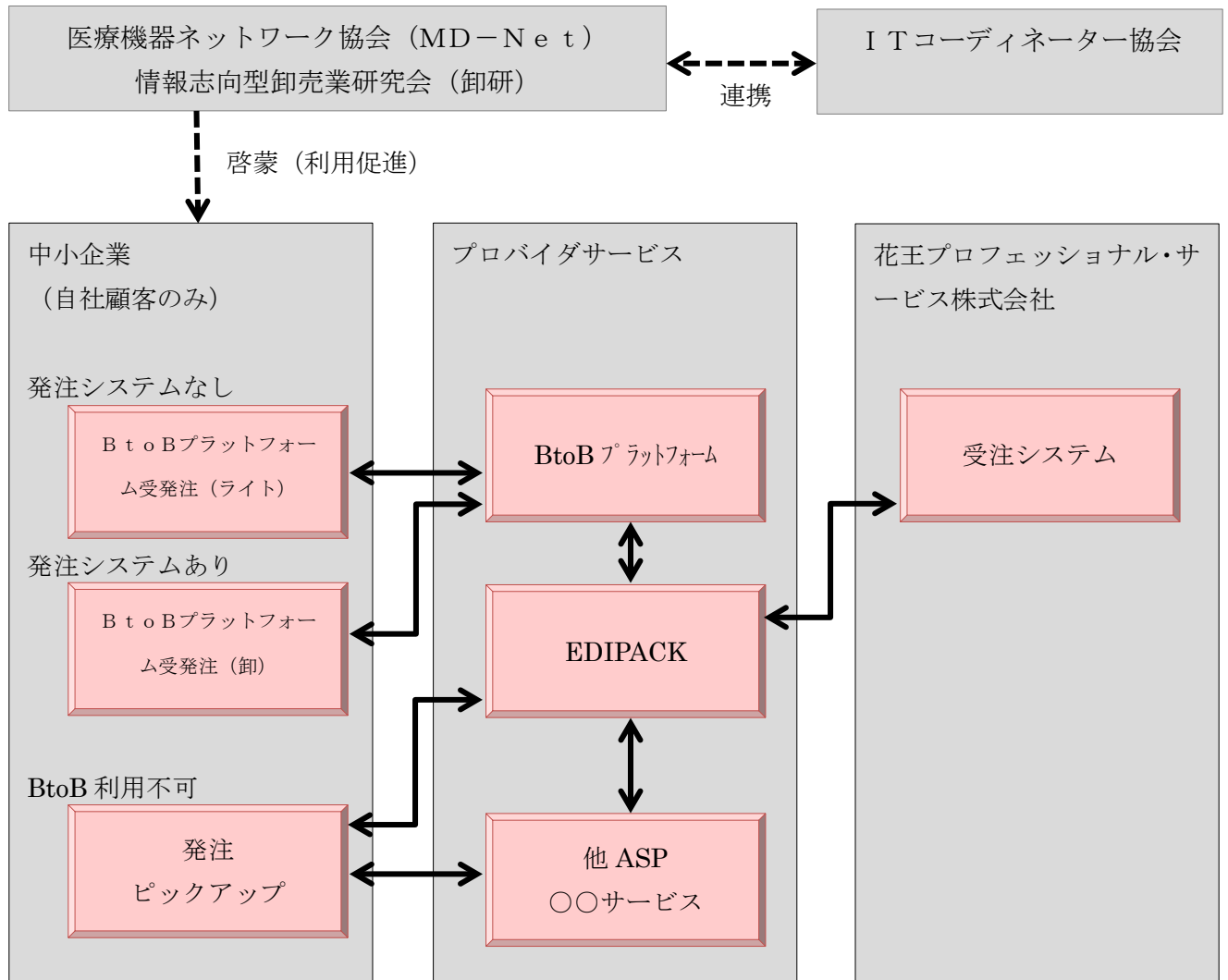
<連携チャネル>

情報志向型卸売業研究会：同様の取り組みに向けた検討をされている旨を伺っており、参加企業の１社として、適宜情報交換を実施して参ります。

医療機器ネットワーク協会：ＦＡＸ受発注のＥＤＩ化に向けて協働して取り組んで参ります。

## 7.2 普及対象サービス

### 7.2.1 サービスモデル概要



#### <サービスモデル概要の説明>

連携機関（医療機器ネットワーク協会、情報志向型卸売業研究会）より、会員の企業にBtoBプラットフォームの利用促進を実施する（花王プロフェッショナル・サービス株式会社と取引がある会員に限る）。会員には自社システムの状況に応じて、発注システムあり、発注システムなし、BtoBプラットフォームの利用不可ごとの方法を個別に検討する。個別の状況に応じて、共通EDIプロバイダである株式会社インフォーマット、日本情報通信株式会社、その他のASPプロバイダ企業と協働で取り組む。

### 7.2.2 サービスの特徴

サービス体系として次の3つを考えています。

- ・ B t o Bプラットフォーム受発注（ライト）を活用するケース  
販売管理パッケージ等の受発注システムなどを保有していない企業に対して、I T投資無しでF A X注文書への手書き作業を、W e b（クラウド）サービスを活用した注文入力に切り替える提案を実施する。
- ・ B t o Bプラットフォーム受発注（卸）を活用するケース  
自社で販売管理パッケージ等の受発注システムなどを利用している企業に対しては、ある程度のI T投資が伴うが、自らが取引先を巻き込んで受発注業務をW e bに切り替え業務効率化を図れるB t o Bプラットフォーム受発注（卸）の利用を進めていく。
- ・ 発注ピックアップ  
B t o Bプラットフォームのいずれの利用も難しい場合、言い換えると、自社のシステムで発注情報をデータ化して自動F A Xするなどして合理化を実施済みの企業においては、その発注情報をこちらから取りに行く（ピックアップ）する方法も提案していく。

ターゲットユーザー

口座の定義：業務用品の届け先（企業数、店舗数とは異なる）

<エリア>

- ・ 東京支社先行フェーズ（口座数：約800口座）
- ・ 全国展開フェーズ（口座数：約6,400口座）

<発注方法>

- ・ K P S標準発注書（約7,200口座）
- ・ 先方にF A X発注の仕組みがある場合（約5,200口座）  
（E O S実施済み口座：約400口座＝取り組み対象外）

※参考情報：上記以外のE O S実施企業含む総取引口座数および社数

口座数：28,000口座 / 社数：7,500社

## 利活用する情報

- ・注文情報（場合によっては納品情報も利活用する事を検討します）

## 情報を利活用する仕組み

### <ライトの場合>

- ・B to Bプラットフォーム受発注（ライト）

### <卸の場合>

- ・B to Bプラットフォーム受発注（卸）

### <発注ピックアップ>

- ・発注企業側が作成している自動FAX生成用のデータ（CSV形式）など

## サービスの効果

### <ライトの場合>

- ・FAX発注用紙への手書き作業や送信作業（誤送信）が無くなる。
- ・発注ユーザーはWebに繋がる環境（スマートフォン含む）を用意するだけで、無料でKPSに対する注文が可能。
- ・特定のプロバイダを必要としない。
- ・発注履歴の管理、納品カレンダーの利用など、発注に関連する付帯業務の効率化が可能。
- ・KPSからの納品予定情報が確認できる。
- ・電子帳簿保存法に対応している。

### <卸の場合>

以下に記載した卸の拡張機能を活用することにより企業間取引業務の効率化が可能となる。

- ・発注側企業自らが主体的に販売先や仕入先に対してWeb上での受発注データ連携を進めていくことが可能になる。
- ・発注側で主体的に運用ルールを決めることができる。
- ・データのインポート／エクスポート機能が利用可能となり、販売管理や会計の業務ソフトとのデータ連携が可能になる。
- ・支払金額通知機能を利用して、請求書の電子化も可能。
- ・電子帳簿保存法に対応している。



### <発注ピックアップ>

自社で発注の仕組みを保持していて、自動FAX機能などでメーカー・卸に発注情報を発信している場合はその発注データを提供いただき、BtoBプラットフォームに取り込む。

- ・発注企業側が既に準備しているの自動FAX向けの発注データを活用することで、短期間で発注企業側に負担を強いることなくデータ連携することが可能。

その他

※特にありません。

## 7.3 体制

### 7.3.1 普及推進体制

#### <体制表>

花王プロフェッショナル・サービス株式会社が取り組みの主体となり、取引のある企業に対してBtoBプラットフォームの利用または各企業固有（自社システム）の注文データの活用を働きかけます。また、BtoBプラットフォームの利用については株式会社インフォマートがサービス紹介や導入支援などを担います。

| 役割          | 会社名                 |
|-------------|---------------------|
| 取組の主体（責任者）  | 花王プロフェッショナルサービス株式会社 |
| サービス紹介、導入支援 | 株式会社インフォマート         |

表 15. 普及推進体制

### 7.3.2 連携チャネル

- ・情報志向型卸売業研究会（卸研） ※<http://www.dsri.jp/oroshi-ken/>より転載

「卸研は、各業種の卸売業に共通する情報化の課題を中心として研究し、情報志向型卸売業への発展を図ることにより、卸売業の合理化及び近代化を促進することを目的として、1985年8月、通商産業省(現：経済産業省)の指導により設立されました。

設立後、卸の情報化に関するわが国唯一の業種横断的な調査研究ならびに啓蒙活動を行う研究会として、さまざまな研究や提言を行ってきました。

事務局は流通システム開発センター内に置かれています。」

現在、花王グループカスタマーマーケティング株式会社が、会員として参加しており、卸売業の受注効率化に関して当コンソーシアムと共通の課題認識を持っており、今後情報交換を進めながら連携の可能性を検討してまいります。

- ・医療機器ネットワーク協会（MD-Net） ※<https://www.md-net.net/conference/>より転載

「(一社)日本医療機器産業連合会（医機連）加盟各団体を設立母体、支援組織とした医機連加盟の一般社団法人です。

医療機器業界の流通、製造各社と医療機関の情報化促進をはかり、これらの活動を通じ日本の医療の効率化と近代化に貢献することを目的としています。」

花王プロフェッショナル・サービス株式会社の取引先が同ネットワークに加盟していることから入会推薦を頂き、EDI 実施に向け準備中であり、今後他の加盟企業に展開するとともに同ネットワーク参加企業との取引を通じ、医療機関、介護業界の EDI 推進のベストプラクティスの構築を目指します。

## 7.4 普及見通しとアクションプラン

### 7.4.1 普及展開見通し

普及展開については花王プロフェッショナル・サービス株式会社にて今後具体的な計画を策定して進めていくこととなります。普及にあたっては特に営業部門と密に連携したうえで、取引先（多くの中小企業）との協働となりますので、花王プロフェッショナル・サービス株式会社の今後の事業計画に大きく影響を受けます。社内のコンセンサス作りも含めてこれからですが、本取り組みの戦略上の優先順位付けが変動すること考えられます。

### 7.4.2 アクションプラン

サービス立ち上げまでのアクションプラン

2018年上期：普及計画の具体的な策定と社内コンセンサス作り

2018年下期：B to Bプラットフォームのパートナーシップの構築

普及拡大のためのアクションプラン

2018年上期：社内コンセンサスを受けての営業部門への展開説明と協力要請

同 東京支社を中心にした普及対象取引先の抽出と取り組み説明

2019年：社内の推進体制の構築

2020年以降：全国の営業部門への展開説明と協力要請

普及計画（年単位での口座数）

| 年度                | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 口座数               | 100   | 500   | 1,000 | 2,000 | 5,000 |
| 東京支社<br>標準発注書     | 100   | 500   |       |       |       |
| 全国<br>標準発注書       |       |       | 1,000 | 2,000 | 5,000 |
| 全国<br>標準発注書<br>以外 | 未定    | 未定    | 未定    | 未定    | 未定    |

表 16. 普及計画

## 7.5 今後の課題

### 7.5.1 普及に向けた課題

※本取組における特段の課題は現時点で本書に記載できる事項はございません。

普及部会などで議論されております、コストやI T人材の確保などの一般的な課題のみと認識しております。

### 7.5.2 課題解決案・提言

※特にありません。

## 8 まとめ・提言

今回の当コンソーシアムの活動を通して、受発注業務の効率化および利便性とは何かを深く考えた。中小企業にとって、現在も第1線で活躍しているFAXが如何に効率的で利便性の高い方法であるかも改めて認識した。果たして、受発注のツールをFAXでなく、データ連携にすることが中小企業やその取引先にとって手放しで喜べることなのだろうか。大企業は中小企業からFAXで受け取った注文情報を大規模なコールセンターなどで一括してローコスト入力している事例が多く、その1件あたりのコストとの比較になる。一方、中小企業では販売先からの受注と在庫を確認して卸・メーカーに発注するため、紙（FAX用紙）に記載するか、卸・メーカーのシステムに入力するか、どちらにしても個々の作業が必要となるが、一括してローコスト処理するセンター機能などは保持出来ていないので、コスト比較も容易でないのである。また、情報システム部門やIT専門家が社員や業務パートナーとして機能している大企業に比べ、中小企業ではIT担当者が在籍していないので、データ連携に際して必要となる各種マスターのメンテナンス作業、データ連携に付随する処理などの監視管理、トラブルや障害発生時の例外処理などに対応出来ないものである。これは致命的な問題であり、如何に仕組みを分かり易く安価で実現したとしても、FAXの利便性を超えるのは容易ではないと考える。

では何も出来ないのか・・・というそうではなく、昨今のネット通販やスマートフォンアプリを活用したビジネスモデルが活況を呈している状況を鑑みれば手の打ちようはあると思う。革新的なアイデアと、それを活用して経営基盤を強化したいと願う経営者とが出会えば『仕事の仕方』は変わるであろう。そのような状況をBtoCの世界に習い、BtoBの世界にもいち早く普及させる為の本実証検証は意味のあるトライアルであると評価したい。コンソーシアムで活用させていただいた株式会社インフォマートの『BtoBプラットフォーム』の優位性は極めて高く、この世界の標準となりつつある点を高く評価したい。

コンソーシアムの管理企業として大企業側から参加したわけであるが、このコンソーシアムでの知見は大変貴重なものとなった。その最たるものが標準化の重要性である。標準化の重要性は以前より理解していたが、コンソーシアムでの活動を通して業界を横断した標準化の取り組みの重要性を再認識した。Amazonがネット通販の標準になったように、BtoBのネット取引の標準を作り出していくことが必要なのである。合わせてIoTとの協働も欠かせない。中小企業の現場では受発注作業の前後にある販売管理や在庫確認や納入検品と連携した『仕事の仕方の革新』がないと、その受発注データの重要性が経営者に理解されないからである。就労人口の減少は国家全体の課題であり、とりわけ中小企業はその影響を受けやすい。商流と物流の枠を取り払い、営業と経理の壁も取り払い、業界の枠も飛び越えた取り組みの実現と発想の転換が必要なのかも知れない。

以上

## 付録 用語集

特にありません。